

福祉部の補助金

那覇市社会福祉協議会補助金

1. 補助金の概要

番号	1	所管部課	福祉部	福祉政策課
予算事業名	那覇市社会福祉協議会補助金			
補助金名	那覇市社会福祉協議会補助金			
補助金の性質別 分類	☐ 義務的な補助 ☐ 団体運営費補助 ☐ イベント・大会補助 ☐ 利子補給補助 ☐ 建設事業補助 ☒ その他事業費補助			
補助根拠 (法令名・要綱名 等)	那覇市社会福祉法人の助成に関する条例、那覇市社会福祉協議会補助金要綱			
補助開始年度	不明			
交付先	社会福祉法人那覇市社会福祉協議会			
交付先の分類	☐ 外郭団体 ☒ 各種団体 ☐ 市民(個人) ☐ その他()			
補助の対象となる 事業内容	市民のほか、民生委員児童委員、社会福祉施設・社会福祉法人等の社会福祉関係者、保健・医療・教育など、関係機関と協力し、福祉活動を具体的に実践し、福祉活動を目的とする事業の促進を促し、地域福祉を推進する。 1 法人運営に関する事業 会務の運営、研修会開催、計画策定等 2 ふれあいのまちづくり事業 ふれあい福祉相談事業運営、相談員連絡会・ケース処遇検討会の開催 3 ボランティア振興事業 情報誌発行、ボランティア養成講座開催、災害ボランティア活動の推進等 4 重度心身障害者医療費等貸付事業補助			
補助の目的	民間の社会福祉活動を推進することを目的とした社会福祉協議会は、民生委員児童委員をはじめ、地域で有するネットワークで多くの人々と協働で活動し、地域福祉を推進している。その活動を支援するため、当市からその活動経費の一部を補助し支援する。			
期待される効果	上記事業を実施することにより、地域福祉が推進され、だれもが住み慣れた地域で安心して暮らせるような社会が構築されていく。			

積算根拠(補助額の算定方法)	当該団体から要望額についてヒアリングを行い、当課内で協議したのち、実施計画への提出額を積算し決定している。						
補助対象経費の内容 (具体的に記入)	平成 25 年度決算書より 1 法人運営に関する事業 101,122,525 円(人件費、事務費等) 2 ふれあいのまちづくり事業 12,482,543 円(人件費、事務費等) 3 ボランティア振興事業 3,023,776 円(人件費、事務費等) 4 重度心身障害者医療費等貸付事業補助 6,386,000 円(人件費、事務費等)						
交付方法	□補助金額確定後		■事前に概算交付⇒精算		前年度返還 (参考)		□有 ■無
今年度交付希望 金額	補助希望額①		¥67,237,000				
	財源内 訳	一般財源	¥67,237,000	国	¥0	県	¥0
補助率(%)	補助対象経費②		¥117,262,844	補助対象経費に占める補助金の割合 (①/②)			57%
参考データ (前年度実績)	収入総額		¥639,096,800	内部留保資金(積立金等)		¥252,885,598	
	支出総額		¥645,278,702	今年度への繰越金		¥67,998,211	
	前年度補助実績		¥67,838,000	(上記のうち)前々年度からの 繰越金		¥74,180,113	

2. 事業の概要

法人運営に関する事業（会務の運営、研修会開催、計画策定等）のほか、（１）ふれあいのまちづくり事業、（２）ボランティア振興事業、（３）貸付事業等が主たる補助対象事業である。各事業の概要は、以下のとおりである。

（１）ふれあいのまちづくり事業

①専任相談員による相談、②相談員連絡会・ケース処遇検討会の開催が主な業務である。

上記①については、相談員（５名）・専門相談員（司法書士）を配置しており、相談員については常時対応、専門相談員については約２週間に１回（平成２５年度は２３回）の無料相談を行っている。また、担当職員を配置し、要介護支援ケース等の継続的相談への対応や潜在的ニーズの掘り起こし、友愛訪問事業等のニーズキャッチ機能の事業を有機的にケアマネジメントする活動を行っている。

上記②については、関係機関との連携や相談員の資質向上及び情報交換を目的として、約２か月に１回（平成２５年度は６回）、各種研修、連絡会等を開催し、参加を図っている。

相談件数は、近年、横ばいかやや減少傾向にあり、ハローワーク等へ流れていると

のことである。那覇市社会福祉協議会における上記事業の担当職員は1名であり、上記事業における自主財源（収入）はない。相談員の日当は、市社協が自ら負担している。

（２）ボランティア振興事業

ボランティアに関する啓発広報活動の推進、ボランティアコーディネート活動、ボランティア養成及び研修事業の推進、ボランティア活動の支援・助成、ボランティア学習・福祉教育活動の支援、災害ボランティア活動の推進、企業の社会貢献活動の推進等が主な業務である。市社協における担当職員は2名である。

自主財源としては、赤い羽根共同募金の配分金があり、それにより事業費の一部を賄っている。また、助成事業として、ボランティア事業の登録団体に対し、同配分金から約35万円の助成金を拠出している。

（３）貸付事業

ア ①貸付等援護活動、②重度心身障害者医療費等貸付事業が主な業務である。

イ 上記①のうち、生活福祉資金貸付事業は、生活福祉資金の低所得層等への貸付け等の業務を沖縄県社会福祉協議会から受託して行っているものであり、予算は沖縄県から拠出されている（那覇市社会福祉協議会は窓口には過ぎない）。

一方、上記①のうち、助け合い金庫貸付事業は、緊急に日常生活を維持するのに必要な資金の融通を他から受けることが困難な低所得世帯及び生活保護法にいう被保護世帯に対し、その生活の維持を図ることを目的に資金の貸付けを行うものであり、那覇市独自の制度であって、根拠法令は存在しない。平成25年度は貸付実績がなく、その理由は、保証人等の要件が厳しく、上記の生活福祉資金貸付事業としての緊急小口資金貸付制度を利用した方が簡便であるためである。そのため、助け合い金庫貸付事業は、廃止を検討しているが、滞納者がおり、未収金（9件、元本ベースで各5万円）が残っているので廃止できないとのことである。

ウ 上記②は、重度心身障害者への医療費等の自己負担分の貸付による医療費助成である。本来、重度心身障害者は、病院で医療費を支払った上で、当該医療費について領収書等の書類を持参して市役所窓口へ行き、所定の手続を行った上で還付を受けなければならないところ（償還払い）、市社協がこの手続を代行することにより、重度心身障害者の負担が軽減されることとなる。

元々は、那覇市が上記手続を代行していたが、平成7年度に国保加入者の重度医療費助成対象者が一般被保険者の1%を超え、国保上のペナルティ（国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令による。）が生じてしまったため、平成8年度から市社協に委譲されたものである。上記事業は無償でなさ

れており、ここからの収入はない。

平成 25 年度の利用医療機関数は 498 箇所、貸付医療費総額は 3 億 9895 万 9164 円、個人貸付延べ件数は 5 万 4966 件である。

現在、市社協における上記事業の担当職員は 2 名（正社員 1 名、パート 1 名）である。

3. 監査の結果と指摘、意見

(1) ふれあいのまちづくり事業

ア 補助金支出の必要性について

専任相談員による相談については、那覇市においては、他にも弁護士、税理士、司法書士による市民のための同様の無料法律相談が行われており、相談内容も、債務整理、後見等重複する分野が多い。前記のとおり、専任相談員の日当は市社協が負担していること、市社協全体における補助率が 50%を超えていること（平成 25 年度では 57%）等からすれば、那覇市とは別個に市社協独自の相談制度を維持し、それに対する補助金を交付し続ける必要性は乏しいものと思われる。

イ 事業の公益性について

確かに、市民のために無料の相談窓口を提供するものであるから、一定の公益性は有するものといえる。

しかし、那覇市の補助金に関するガイドラインは、補助の「公益性」のチェック項目として「採算性等により民間事業者では実施されない事業であること」を挙げているところ（同ガイドライン・3 ページ）、上記のとおり、那覇市においては弁護士、税理士、司法書士による市民のための同様の無料法律相談が行われており、相談内容も重複する分野が多いことからすれば、必ずしも行政が関与して市社協に相談業務を継続させる必然性はないものといえ、公益性は高くないものといえる。

ウ 補助金額の相当性について

上記事業への平成 25 年度の補助金額は 371 万 4000 円、上記事業の経常支出（合計 1248 万 2543 円）に占める割合は約 30%であり、50%を下回ってはいるものの、上記のとおり、事業自体の必要性・公益性が高くないと考えられることから、事業自体を削減又は廃止することにより補助金カットが可能と考えられる。

【指摘】

専任相談員による相談業務については、那覇市の法律相談への統合又は分野や時間帯等の棲み分けを図ることにより、削減又は廃止することを検討すべきである。

(2) ボランティア振興事業

ア 補助金交付の必要性、事業の公益性、公平性について

平成 23 年度には補助金収入の他に寄附金収入があったが、平成 25 年度にはこれがなくなっており、補助金収入が実質的に唯一の収入源となっている。そして、ボランティアという性質上、事業の公益性は高い（特に、災害発生時においては、市社協が災害時における災害ボランティアセンターに指定されており、詳細な「那覇市災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル」が策定されている。）。したがって、全体的に見れば、補助金交付の必要性、事業の公益性はいずれも一定程度存在するといえる。

もっとも、ボランティア事業全般を市社協が担う必要があるかについては、今後の検討を要する。那覇市の補助金に関するガイドラインにおいては、公平性の観点から、「真に公募に馴染まない場合を除き、公募制の導入を検討する。非公募で特定団体に対して補助を行う場合、補助事業課は、当該団体への補助の必要性、合理性を十分説明できること」とされている（同ガイドライン・3 ページ）。

そうであるところ、市との緊急の連携が要求される災害時などは別としても、緊急性・専門性がさほど高くない分野（環境関連、福祉教育関連等）については、民間団体から公募するなどの方法により、職員の負担ひいては補助金額を軽減することが可能であると思われる。

イ 補助金額の相当性について

上記事業への平成 25 年度の補助金額は 202 万 3000 円、上記事業の経常支出（合計 302 万 3776 円）に占める割合は約 67%であり、高い補助率となっている。那覇市の補助金に関するガイドラインにおいては、補助はあくまで「支援」であるという考え方から、補助率は原則として補助対象経費の 2 分の 1 を上限とすることが方針として掲げられている（同ガイドライン・5 ページ）。

確かに、ボランティア事業はその性質上、採算が取りにくいものといえるが、上記アのとおり、分野によっては他の団体に移譲することによって補助金依存の実態を改善することが可能であると思われる。

【意見】

緊急性・専門性がさほど高くない分野については、公募制を導入して他団体に移譲するなどの方策を検討すべきである。

(3) 貸付事業

ア 補助金交付の必要性、事業の公益性について

(ア) 生活福祉資金貸付事業のうち助け合い金庫貸付事業については、那覇市独自の制度であって、根拠法令は存在しない上、平成 25 年度は貸付実績がないこと、緊急小口資金貸付制度というより簡便な代替手段が存在することから、必

要性は低く、事業自体を将来的に廃止すべきであり、同事業への補助金交付も廃止すべきである。現在滞納となっている債権については、金額も少ないことから（9件、元本ベースで各5万円）、借主の資金繰りの状況に応じて、債務免除やサービサーへの売却等の処理をすべきである。

（イ）また、重度心身障害者医療費等貸付事業については、公益性は高いものの、市社協がこれを行うべき理由が必ずしも明らかではなく、たとえば、社会福祉法人沖縄県身体障害者福祉協会等、他のより適した団体が存在するものと思われる。（この点、平成8年当時の那覇市長から市社協に宛てた依頼文書及び那覇市役所調整会議議事録を確認したが、当初から市社協に移譲することが前提になっており、なぜ市社協が選定されたのかについての明確な理由は記載されていない。）

したがって、上記事業を市社協が行うべき理由は乏しく、これに対する補助金を交付し続けるべき理由も乏しいものといえる。

イ 補助金額の相当性について

重度心身障害者医療費等貸付事業への平成25年度の補助金額は638万6000円であり、同事業の経常支出（合計638万6000円）に占める割合は100%である。

上記のとおり、那覇市の補助金に関するガイドラインにおいては、補助率は原則として補助対象経費の2分の1を上限とすることが方針として掲げられていることからしても（同ガイドライン・5ページ）、上記の補助金交付は相当性を欠くものといえる。

【指摘】

生活福祉資金貸付事業のうち助け合い金庫貸付事業については、滞納債権を処分した上で廃止すべきである。また、重度心身障害者医療費等貸付事業についても、市社協の事業としては廃止すべきであり、那覇市が自ら行うなどの方法によるべきである。

那覇保護区保護司会補助金

1. 補助金の概要

番号	4	所管部課	福祉部	福祉政策課				
予算事業名	那覇保護区保護司会補助金							
補助金名	那覇保護区保護司会補助金							
補助金の性質別分類	☐ 義務的な補助 ☒ 団体運営費補助 ☐ イベント・大会補助 ☐ 利子補給補助 ☐ 建設事業補助 ☐ その他事業費補助							
補助根拠 (法令名・要綱名等)	那覇市社会福祉事業補助金交付要綱、沖縄県市長会決定							
補助開始年度	不明							
交付先	那覇保護区保護司会							
交付先の分類	☐ 外郭団体 ☒ 各種団体 ☐ 市民(個人) ☐ その他()							
補助の対象となる事業内容	1 犯罪予防活動の推進 2 境遇支援活動の推進 3 各種研修の実施、協力 4 保護観察処分者への就労支援、協力など							
補助の目的	保護観察官と協働し保護観察を行い、犯罪や非行防止の活動を推進すること。							
期待される効果	犯罪や非行防止を図るとともに、再犯防止、就労支援が図られる。							
積算根拠(補助額の算定方法)	沖縄県南部市町村会で決定された補助額を補助している。H22 国勢調査人口(315,954 人) × 6.78 円							
補助対象経費の内容 (具体的に記入)								
交付方法	☐ 補助金額確定後		☒ 事前に概算交付⇒ 精算		前年度返還(参考)		☐ 有 ☒ 無	
今年度交付希望金額	補助希望額①		¥2,142,168					
	財源内 訳	一般財源	¥2,142,168	国	¥0	県	¥0	
補助率(%)	補助対象経費②		¥6,731,474		補助対象経費に占める補助金の割合			32

			(①/②)	%
参考データ (前年度実績)	収入総額	¥0	内部留保資金(積立金等)	¥0
	支出総額	¥0	今年度への繰越金	¥234,756
	前年度補助実績	¥2,118,024	(上記のうち)前々年度からの繰越金	¥0

2. 事業の概要

那覇保護区保護司会は、昭和 33 年に設立され、保護観察官と協働して保護観察を行い、犯罪や非行防止の活動を推進することを目的とする団体であり、活動内容は、犯罪予防活動の推進、境遇支援活動の推進、各種研修の実施・協力、保護観察処分者への就労支援・協力等である。那覇市だけではなく、豊見城市、久米島町、渡嘉敷村、座間味村、粟国村、渡名喜村、南大東村、北大東村を対象地域とする保護司会である。所属する保護司は、往査時点（平成 26 年 12 月）で約 155 名とのことである。長年勤続しているスタッフはおらず、会長とスタッフ 6 名（各曜日ごとの担当）の体制である。

3. 監査の結果と指摘、意見

(1) 聴取結果

那覇市からの補助金額は、「平成 22 年国勢調査による人口×6.78 円」という数式により算出されている。しかしながら、この 6.78 円という金額の算出根拠について、那覇市福祉政策課及び保護司会の担当者に説明を求めたが、合理的説明はなされなかった。保護司会担当者の説明によれば、この金額は元々 9 円くらいからスタートしたが（なお、この 9 円の算出根拠も不明である。）、その後漸減されてきており、平成 18 年度には 8 円となり、その後も毎年 3～6% ずつ減額され、平成 25、26、27 年度は 6.78 円になっており、これらの金額（減額割合）は、南部市町村会によって決定されるとのことであったが、どういう根拠でこれらの金額や割合が算出されているかは不明であった。

自主財源は、所属する保護司から支払われる会費くらいである。しかし、この会費についても、「なぜボランティアでやっているのに会費を支払わなければならないのか」という保護司からの異論も多いとのことであった。現在年額約 3800 円であるが、今後これを年額約 3000 円に減額する予定であり、さらに、定年により退職する保護司もいて人数が減少していくことから、会費収入の大幅な減少が予想される。

(2) 補助の必要性、事業の公益性について

多数の保護司が所属する団体であり、保護司を組織する団体として、犯罪や非行防止という目的に資することから、事業の公益性は認められる。また、上記のとおり、自主財源は所属する保護司から支払われる会費くらいであり、かつその会費も減少が予想されること、最小限の数のスタッフで運営されており、これ以上の経費削減は困難である

と考えられること（従前は会長個人による立替払いや寄附により資金繰りを賄っていたとのことである。）からすれば、一定程度の補助の必要性は認められる。

もっとも、九州更生保護委員会からも保護司会活動分担（援助）費が交付されており（平成 25 年度では 153 万 8637 円）、那覇市による補助の必要性や補助金額の判断において、斟酌されるべきである。

（３）補助金額の相当性について

上記（１）のとおり、実際に交付される補助金額については、合理的算出根拠が明らかではなく、疑問が残る。那覇市所管課である福祉政策課からも、「他団体（沖縄県南部市町村会）で補助額が決定される仕組みでは、交付先に対して改善を要望したとしても、その効果は低いと思われる」との回答がなされているところ、これでは補助金の使途について那覇市独自の検証や改善要求が実質的になしえないことを自認するに等しい。確かに、那覇保護区保護司会は、那覇市以外の市町村もカバーする団体であるものの、各市町村によって財政事情や補助金交付基準は異なるのであるから、一律に南部市町村会により決定された計算式を漫然と適用し、その金額を補助し続ける方法には疑問が残る。

那覇市の場合には、上記保護司会への補助金の交付は「那覇市社会福祉事業補助金交付要綱」に従わなければならないところ、同要綱 2 条は「市長は、社会福祉事業を行う者に対し、その事業に要する経費について、その費用の調達が困難な場合に予算の範囲内において補助金を交付する」と規定していることから、那覇市が独自に「その費用の調達が困難な場合」や「予算の範囲内」といった要件を検証し、それについて改善すべき点がある場合は改善要求をなす体制を構築しなければならない。

そして、那覇市の補助金に関するガイドラインは、補助の「必要性」に関し、「恒常的に交付している補助金については、同一事業（団体）へ継続して支援する必要性、合理性があること」をチェック項目としているところ（同ガイドライン・3 ページ）、上記の補助金交付の態様は、このような補助の必要性・合理性を具体的に検討しているのかという疑問を抱かせるものであり、むしろ補助の長期化・既得権化や補助金への過度の依存という弊害を助長しているものと考えられる。

また、上記のとおり、那覇市以外も対象地域に含まれる団体ではあるが、そのことにより実績報告のチェック体制（チェックの主体となる自治体）が曖昧になることがあってはならないのであり、那覇市自体が細部までチェックを及ぼし、改善要求をしなければならないことはいうまでもない。

【指摘】

補助金の金額について、南部市町村会が決定し、算出した金額を交付するという方法が、その算出根拠の合理性の検証がなされぬまま常態化しており、漫然と補助金が交付

されている。一律に南部市町村会により決定された金額を適用する方法を改めるか、又は、仮に今後とも同方法によるのであれば、少なくとも那覇市が独自にチェックを及ぼし、補助金交付の必要性や程度（金額）を検証し、改善要求ができる体制を構築すべきである。

那覇市地域福祉基金事業補助金

1. 補助金の概要

番号	5	所管部課	福祉部	福祉政策課
予算事業名	那覇市地域福祉基金助成事業			
補助金名	那覇市地域福祉基金事業補助金			
補助金の性質別分類	☐ 義務的な補助 ☐ 団体運営費補助 ☐ イベント・大会補助 ☐ 利子補給補助 ☐ 建設事業補助 ☒ その他事業費補助			
補助根拠 (法令名・要綱名等)	那覇市地域福祉基金条例、那覇市地域福祉基金交付要綱			
補助開始年度	平成4年			
交付先	公募し応募申請した団体のうち、地域福祉基金委員会で決定された非営利団体			
交付先の分類	☐ 外郭団体 ☒ 各種団体 ☐ 市民(個人) ☐ その他()			
補助の対象となる事業内容	補助金の交付の対象となる事業は、次に掲げる事業とし、補助金の交付は同一補助事業に対し1回を交付限度とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、3回を限度とすることができる。ただし、他の公的補助を受けるものは補助事業としない。 (1) 在宅福祉等の普及及び向上に関する事業 (2) 健康・生きがいづくりの推進に関する事業 (3) ボランティア活動の活発化に関する事業 (4) その他、高齢者、障がい者、児童等の保健福祉事業等の向上に関する事業			
補助の目的	地域における在宅福祉、健康及び生きがいづくり、民間活動の活発化等の施策を推進することにより、高齢者等の保健福祉の向上を図るため、那覇市地域福祉基金を設置し、そ			

	の基金の運用益を活用し助成する。						
期待される効果	高齢者等の保健福祉の向上が図られ、地域福祉計画でめざす、地域でだれもが健やかに安心して暮らせる地域づくりに寄与する。						
積算根拠(補助額の算定方法)	交付申請書内容を那覇市地域福祉基金運営委員会において審査し、経費ごとに査定額を決定していく。						
補助対象経費の内容 (具体的に記入)	1 謝礼金(講師謝礼金、委員謝礼金)、2 旅 費(費用弁償、普通旅費)、3 需用費(消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費)、4 役務費(通信運搬費、広告料、手数料、筆耕翻訳料)、5 委託料、6 使用料及び賃借料、7 備品購入費、8 その他経費(上記以外に地域福祉基金補助事業の趣旨に沿うもので市長が特に必要と認めるもの)						
交付方法	□補助金額確定後		■事前に概算交付⇒ 精算		前年度返還(参考)		■有 □ 無
今年度交付希望金額	補助希望額①		¥10,168,814				
	財源内 訳	一般財源	¥10,168,814	国	¥0	県	¥0
補助率(%)	補助対象経費②		¥10,168,814	補助対象経費に占める補助金の割合 (①/②)			100 %
参考データ (前年度実績)	収入総額		¥10,628,687	内部留保資金(積立金等)			¥0
	支出総額		¥10,628,687	今年度への繰越金			¥0
	前年度補助実績		¥10,628,687	(上記のうち)前々年度からの繰越金			¥0
本市以外からの 補助金等			¥0				
			¥0				
備考	当該助成事業は、当該基金の運用益を財源としているため、運用益の多寡に伴い予算額も年度ごとに変更される。						

2. 事業の概要

公募し応募申請した団体のうち、那覇市地域福祉基金運営委員会で決定された非営利団体に対し、補助を行っている。根拠規定は、那覇市地域福祉基金条例、那覇市地域福

祉基金交付要綱である。上記要綱 3 条 1 項は、「補助金の交付の対象となる事業は、次に掲げる事業とし、補助金の交付は同一補助事業に対し 1 回を交付限度とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、3 回を限度とすることができる。

- (1) 在宅福祉等の普及及び向上に関する事業
- (2) 健康・生きがいがづくりの推進に関する事業
- (3) ボランティア活動の活発化に関する事業

(4) その他、高齢者、障がい者、児童等の保健福祉事業等の向上に関する事業」と規定し、同条 2 項は、「前項の規定にかかわらず、他の公的補助を受けるものは補助事業としない。」と規定している。また、補助金額は原則として 1 補助事業あたり 100 万円が上限とされている（同要綱 5 条）。

具体的には、交付申請書の内容を那覇市地域福祉基金運営委員会において審査し、経費ごとに査定額が決定されている。

上記基金の原資は国からの交付金であり、基金の運用益から上記事業への助成がなされている（平成 3 年 6 月 3 日厚生省通知「高齢者保険福祉推進特別事業について」）。

3. 監査の結果と指摘、意見

上記補助金は、国からの交付金の運用益を原資としているため（間接補助金）、那覇市民が直接的負担をしているものではない。しかし、そうであっても、真に補助を必要とする事業に対して適正額を交付することが地域福祉の増進につながることからすれば、上記要綱の要件を満たさない事業に対して補助金が交付されることはあってはならないし、また、要件を満たす事業であったとしても、交付される補助金額については慎重に吟味されなければならない。

そうであるところ、那覇市福祉政策課からの聴取調査によれば、過去には不適切な補助金交付がなされている。たとえば、平成 24 年度には、那覇市行政監査において、事業支出総額に占める食糧費の割合が高いと思われる事業が見受けられたため、使途が適切であるかを領収書等により確認するとともに、食糧費のあり方、交付要綱を見直すよう指摘されている。これを受けて、上記要綱が改正され、補助対象経費の食糧費については「1 人あたり飲料代 200 円、食事代 600 円以内とし、懇親会に対する費用は対象外」とされた。

また、平成 25 年度においては、「NPO 法人カタヤビラ NEXT」において、事業実施期間をすぎてから補助金を利用してノートパソコン等を購入していることが発覚したため、交付済みの補助金のうち 32 万円を返還させるというケースがあった。仮にこのような事例において、当該団体に資力がなく、市が返還を受けられないという事態となれば、大いに問題である。さらに、那覇市補助金等交付規則 18 条 1 項は、「補助事業者は、その責めに帰すべき事由により補助金等の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金等の受領の日から納付の日までの日数に応じて、当該補助金等の額につき年

10.95 パーセントの割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。」と規定しているにもかかわらず、上記の返還事例において、加算金の支払がなされた形跡はなく、交付規則に沿った運用がなされていない。

加えて、平成 25 年度においては、補助の上限金額である 100 万円を交付する必要性が必ずしも明らかではないケース（「大石公園ヒージャー愛好会」）や、当該団体の定款上の目的に明示的に含まれない事業に対して補助金が交付されているケース（「沖縄ライブハウス協同組合」による「海底郵便ポスト設置に伴う障害者バリアフリー対応事業」）が見受けられた。かような補助金の交付は、公益性の観点から疑問である（那覇市の補助金に関するガイドライン・3 ページ）。

また、社会福祉法人那覇市社会福祉協議会（「地域ふれあいデイサービス 15 周年記念式典事業」）に対して 76 万 2637 円の補助金が交付されているが、今回の包括外部監査により明らかとなり、同協議会は独自に高額な補助金の交付を受けている団体であるから、かような団体に別途補助金を交付すべき必要性は乏しいと思われる。上記のとおり、那覇市地域福祉基金事業補助金交付要綱 3 条 2 項は、「他の公的補助を受けるものは補助事業としない。」と規定しており、同一事業が重複して補助を受けることを禁止している。「地域ふれあいデイサービス 15 周年記念式典事業」自体が他の補助金を受けているわけではないから直ちに上記条項に違反するわけではないものの、過剰な補助の排除という趣旨に鑑みて、このような補助は控えるべきと考える（那覇市の補助金に関するガイドライン・3 ページ「有効性」参照）。

結局のところ、補助予定団体に対する説明会の開催、実績報告書の作成要領、領収書等の添付、保管等の周知等がきちんとなされるようになったのは、平成 26 年度以降のことであり、それまでは、領収書等の添付やチェックが杜撰であったものと推測される。このような補助金交付の態様は、手続的にも問題がある（那覇市補助金等交付規則 11 条、12 条参照）。

【指摘】

平成 26 年度以降、一定の改善は認められるものの、補助金交付前においては、補助対象事業の選定及び補助金額の決定をより慎重に行うべきであり、補助金交付後においては、実績報告書及び領収書等のチェックをより厳しく行うべきである。

他の公的補助を多額に受けている団体については、たとえ事業が異なっていたとしても、上記基金からの補助金交付対象とすることは控えるべきである。

那覇市社会福祉協議会補助金

(法人後見推進事業)

1. 補助金の概要

番号	8	所管部課	福祉部	福祉政策課
予算事業名	法人後見推進事業			
補助金名	那覇市社会福祉協議会補助金			
補助金の性質別 分類	☐ 義務的な補助 ☐ 団体運営費補助 ☐ イベント・大会補助 ☐ 利子補給補助 ☐ 建設事業補助 ☒ その他事業費補助			
補助根拠 (法令名・要綱名 等)	那覇市社会福祉法人の助成に関する条例、那覇市社会福祉協議会補助金交付要綱			
補助開始年度	平成 25 年度			
交付先	社会福祉法人那覇市社会福祉協議会			
交付先の分類	☐ 外郭団体 ☒ 各種団体 ☐ 市民(個人) ☐ その他(市内の事業所)			
補助の対象となる 事業内容	那覇市社会福祉協議会が法人組織として、個人による後見では対応が困難であると思われる市民の後見人を受任するとともに、市民の権利擁護意識を高めるために必要な広報・周知を図る。			
補助の目的	法人後見組織として市社協の立ち上げを支援するため、当市から補助する。なお、当該事業の実施により後見人等報酬が見込めることから、補助金は3年間を目途に減額し、平成 28 年度以降は自主運営とし、補助は行わない。			
期待される効果	後見が必要であると思われる方々から相談を受け、早期に後見実施へとつなげていくことができ、市民福祉の向上につながることで、市社協の広報媒体やネットワークを活用し、後見が必要な方々への権利擁護制度の周知が図られていく。			
積算根拠(補助額の 算定方法)	当該団体から要望額についてヒアリングを行い、当課内で協議したのち、実施計画への提出額を積算し決定している。			
補助対象経費の 内容(具体的に記入)	法人後見推進事業 4,050,000 円(人件費 3,551,314 円、事務費 498,686 円)			

交付方法	□補助金額確定後		■事前に概算交付 ⇒精算		前年度返還(参考)		□有 ■無	
今年度交付希望 金額	補助希望額①		¥4,050,000					
	財源内 訳	一般財源	¥4,050,000	国	¥0		県	¥0
補助率(%)	補助対象経費②		¥4,050,000	補助対象経費に占める補助金の割合 (①/②)				100 %
参考データ (前年度実績)	収入総額		¥639,096,800	内部留保資金(積立金等)			¥252,885,598	
	支出総額		¥645,278,702	今年度への繰越金			¥67,998,211	
	前年度補助実績		¥0	(上記のうち)前々年度からの繰越金			¥74,180,113	
本市以外からの 補助金等				¥0				
				¥0				
備考	当該事業の実施により後見人等報酬が見込めることから、補助金は3年間を目途に減額し、平成 28 年度以降は自主運営とし、補助は行わない。							

2. 事業の概要

個人による後見では対応が困難と思われる市民について、市社協が法人として後見人に就任するとともに、市民の権利擁護意識を高めるために必要な広報・周知を図るものであり、平成 25 年度から開始された。

個人ではなく法人が後見業務を行うことのメリットとしては、①後見業務の継続性、永続性が確保できること、②困難事例へのチーム対応が可能であること、③経験上のスキルや情報交換により業務の水準が確保できること、④スーパーバイズやチェックにより業務の適正が確保できること、⑤地域のネットワークの活用と連携、⑥法人の情報公開や透明性等が挙げられる。また、市社協が行うことのメリットとしては、病院から介護施設へ入る被後見人について、市社協のネットワークを利用できることが挙げられる。

3. 監査の結果と指摘、意見

(1) 事業の実情

受任件数は 2 年間で 4 件にとどまっている。家庭裁判所や那覇市ちやーがんじゅう課等からの紹介により受任した。市社協の職員 2 名が他の業務と兼職で担当している。

当初は、補助金は、あくまで立ち上げ支援であり、3 年間を目処に減額し、平成 28 年度以降は自主運営とし、補助は行わない方針であったが、現実には、受任件数が少ないことや、受任案件が終了していないため事業収入（後見人報酬）が得られていないこと（平成 25 年度は 0 円）等を理由として、平成 25 年度の補助率は 100%となってい

る。この理由は、①事業立ち上げ当初、依頼件数を過分に予想していた上、後見人報酬の金額や同報酬が後払いであることを把握しておらず、安易な採算の見通しをしていたこと、②スタッフ 2 名（他の業務と兼職）では十分な対応ができず、多数の案件の処理ができていないこと、③それに伴って、PR 活動も不足しており、他の団体（弁護士会、司法書士会、社会福祉士会等）に案件を取られていること等である。現在は、人手が足りないため、案件の話が来ても断っているのが実情である。この点、沖縄市では、委託事業として専任スタッフ（2 名）により約 30 件をこなしているとのことであった。このように、専任スタッフがいないと十分な対応はできないのが現実であるが、那覇市社協においては予算が付かないため、兼任での対応をせざるを得ないとのことであった。

（２）補助金交付の必要性、有効性、事業の公益性について

個人では対応困難な事案において法人による後見を実施することにより、市民福祉の向上につながるものといえるため、上記事業は一定の公益性を有することは確かである。

しかしながら、上記（１）のとおり、現状では、スタッフ不足や採算見通しの甘さにより、新規受任が困難な一方で、既存の案件を継続するにも補助金に完全に依存しなければならぬという、まさに進退窮まった状態である。これでは明らかに補助に見合った効果が上がっておらず、補助の有効性を欠いているものといわざるを得ない（那覇市の補助金に関するガイドライン・3 ページ）。

そして、上記ガイドラインは、補助の「公益性」のチェック項目として「採算性等により民間事業者では実施されない事業であること」を挙げているところ、市社協が法人後見を行うべき必然性は必ずしも高くはないのであり、他の地方公共団体では、弁護士会、社会福祉士会、公益社団法人、NPO 法人がこれを行っているケースが存在する。よって、補助の「公益性」にも疑問が残る。

したがって、今後、十分な数の専任スタッフを配置できないのであれば、現在受任している案件限りで上記事業を廃止することも検討すべきである。

（３）補助金額の相当性について

上記のとおり、平成 25 年度の補助率は 100%となっており、事業形態自体の抜本的改革なくして漫然と補助金の交付を継続すべきではない。那覇市の補助金に関するガイドラインにおいては、補助はあくまで「支援」であるという考え方から、補助率は原則として補助対象経費の 2 分の 1 を上限とすることとされているところ（ガイドライン・5 ページ）、上記の補助金交付の態様は、これに明らかに反しており、補助金への依存度を高め、補助対象事業の自立に向けた取組みの遅滞を招くものといえる。

【指摘】

事業立ち上げ当時、依頼件数の点や後見人報酬・採算の点において、見通しが極めて安易であったといわざるを得ない。今後、十分な数の専任スタッフを配置できないので

あれば、現在受任している案件限りで上記事業を廃止し、補助金交付を廃止することも検討すべきである。

那覇市社会福祉事業補助金

(那覇市手をつなぐ育成会運営補助金)

1. 補助金の概要

番号	2	所管部課	福祉部	障がい福祉課
予算事業名	那覇市手をつなぐ育成会運営補助金			
補助金名	那覇市社会福祉事業補助金			
補助金の性質別 分類	☐ 義務的な補助 ☒ 団体運営費補助 ☐ イベント・大会補助 ☐ 利子補給補助 ☐ 建設事業補助 ☐ その他事業費補助			
補助根拠 (法令名・要綱名 等)	1 那覇市補助金等交付規則 2 那覇市社会福祉事業補助金交付要綱			
補助開始年度	平成 11 年度			
交付先	那覇市手をつなぐ育成会			
交付先の分類	☐ 外郭団体 ☒ 各種団体 ☐ 市民(個人) ☐ その他()			
補助の対象となる 事業内容	那覇市手をつなぐ育成会は、本市の知的障がい者の処遇確立の実践団体として平成 9 年に結成され、知的障がい者の医療、教育、訓練、雇用対策等の早期実現を目的とする諸事業活動を展開している団体 那覇市手をつなぐ育成会の主な活動内容 ・知的障がい者相談事業 ・知的障がい者会員研修支援 ・知的障がいの親睦のための諸行事(クリスマスパーティ、新年・成人式)の開催			
補助の目的	那覇市手をつなぐ育成会への運営支援 知的障がい者の処遇確立に繋がる事業や諸活動を実施できるように、運営に必要な資金の支援を行う。			
期待される効果	知的障がい者の社会参加が期待され、会員間や地域との親睦が推進できる。			

積算根拠(補助額の算定方法)	H25 年度交付希望金額¥715,000						
補助対象経費の内容 (具体的に記入)	前年度収支決算書より、運営費+活動費＝¥1,413,141 運営費：¥899,074(会議費、役員手当等、人件費、旅費、渉外費、需用費、役務費、負担金) 活動費：¥514,067(相談事業費、啓発事業費等)						
交付方法	□補助金額確定後		■事前に概算交付⇒ 精算		前年度返還(参考)		□有 ■無
今年度交付希望金額	補助希望額①		¥715,000				
	財源内 訳	一般財源	¥715,000	国	¥0	県	¥0
補助率(%)	補助対象経費②		¥1,413,141	補助対象経費に占める補助金の割合 (①/②)			51 %
参考データ (前年度実績)	収入総額		¥1,431,850	内部留保資金(積立金等)		¥0	
	支出総額		¥1,413,141	今年度への繰越金		¥234,459	
	前年度補助実績		¥715,000	(上記のうち)前々年度からの繰越金		¥215,750	
本市以外からの 補助金等	県共同募金会、県育成会補助金			¥200,000			
	那覇市社会福祉協議会補助金			¥254,000			

2. 事業の概要

那覇市手をつなぐ育成会は、那覇市の知的障がい者の処遇確立の実践団体として平成9年に結成され、知的障がい者の医療、教育、訓練、雇用対策等の早期実現を目的とする諸事業活動を展開している団体である。本来予定されている活動内容は、①知的障がい者相談事業、②知的障がい者会員研修支援、③知的障がい者の親睦のための諸行事(クリスマスパーティ、新年・成人式)の開催等である。自主財源としては、会費、事業収入としてのパーティ会費等であり、今後これが増え続けていくことは予想されない。

上記補助金は、上記育成会が知的障がい者の処遇確立につながる事業や諸活動を実施できるよう、運営に必要な資金の支援(運営費補助)を行うものであり、平成11年度から実施されている。

3. 監査の結果と指摘、意見

事業開始時の平成11年度から現在に至るまで団体運営費補助が継続しており、少なくとも平成23年度から平成26年度までの間は同じ金額(71万5000円)が補助され

ている（平成 25 年度の補助率は 51%）。なお、71 万 5000 円の算出根拠は不明であった。

那覇市の補助金に関するガイドラインにおいて、団体運営費については、補助金の対象として適切でないため、原則として目的・用途が明確な事業費補助への移行を図ることとされており（同ガイドライン 4 ページ）、また、団体運営のための人件費は、その金額の適正性及び政策的な理由など補助の必要性・妥当性を十分説明できる場合に限り、補助対象経費として認めることとされている（同ガイドライン 8 ページ）。上記の補助金交付の態様は、これらのガイドラインの規定に反するものである。早急に事業費補助に切り替え、対象事業を明確にさせた上で補助金額を決定し直すべきである。（那覇市障がい福祉課の説明では、平成 27 年度からは事業費補助へ切り替える予定とのことであった。）

また、補助対象団体における年度毎の決算状況は異なるにもかかわらず、このように、漫然と同じ金額の補助が継続しているということは、年度毎に補助金の必要性についての具体的検討がなされていないことを意味するものである。この点、那覇市障がい福祉課による実績報告書のチェックがなされるようになったのは、平成 25 年度以降のことであり、今後、チェック体制の強化が望まれる。

さらに、上記育成会の実績としては、イベントの開催がメインであり、人員の関係で、相談事業、会員研修支援等はほとんど行えていないのが実情である（平成 25 年度事業報告書）。そうであるならば、必ずしも上記育成会のみが活動主体となるべき必然性は高くないといえ、たとえば、広く団体を一般公募するなどして、より低い金額の補助金支出で済む団体を選定することも検討すべきである（那覇市の補助金に関するガイドライン・3 ページ「公平性」参照）。

【指摘】

早急に運営費補助から事業費補助へ切り替えるべきである。

また、仮に補助を継続するのであれば、実績報告書のチェックを強化し、年度毎に補助金の必要性についての具体的検討を行うべきである。さらには、広く団体を一般公募するなどして、より低い金額の補助金支出で済む団体を選定することを検討すべきである。

那覇市シルバー人材センター運営補助金

1. 補助金の概要

番号	1	所管部課	福祉部	ちゃーがんじゅう課
予算事業名	那覇市シルバー人材センター運営補助金			
補助金名	那覇市シルバー人材センター運営補助金			
補助金の性質別分類	☐ 義務的な補助 ☒ 団体運営費補助 ☐ イベント・大会補助 ☐ 利子補給補助 ☐ 建設事業補助 ☐ その他事業費補助			
補助根拠 (法令名・要綱名等)	高年齢者等の雇用安定に関する法律			
補助開始年度	昭和57年度			
交付先	公益社団法人 那覇市シルバー人材センター			
交付先の分類	☐ 外郭団体 ☒ 各種団体 ☐ 市民(個人) ☐ その他()			
補助の対象となる事業内容	高年齢者就業機会確保事業 事務費、職員の人件費等の運営補助 いきいき地域サポート事業(企画提案方式事業費) 会員を対象とした従事事業に関する研修を行い、介護等事業に関する基礎知識の習得及び、技術、知識、 能力の向上を図る。			
補助の目的	高齢者が共働、共助し合い、高齢者の就業を通して生きがいの発見や社会参加を図る。			
期待される効果	高齢者の雇用安定による経済的自立、および介護予防。			
積算根拠(補助額の算定方法)	運営費、事業費のうち予算の範囲内			
補助対象経費の内容 (具体的に記入)	高年齢者就業機会確保事業(運営補助) いきいき地域サポート事業(企画提案方式事業費)			
交付方法	☐ 補助金額確定後	☒ 事前に概算交付⇒ 精算	前年度返還(参考)	☐ 有 ☒ 無
補助率(%)	補助対象経費②	¥432,161,532	補助対象経費に占める補助金の割合 (①/②)	3%

参考データ (前年度実績)	収入総額	¥423,485,460	内部留保資金(積立金等)	¥0
	支出総額	¥432,161,532	今年度への繰越金	¥0
	前年度補助実績	¥13,546,000	(上記のうち)前々年度からの繰越金	¥0

2. 事業の概要

公益社団法人那覇市シルバー人材センターは、①高齢者就業機会確保事業、②いきいき地域サポート事業（会員を対象とした従事事業に関する研修を行い、介護等事業に関する基礎知識の習得及び技術、知識、能力の向上を図る。企業提案方式事業費）を主な事業内容とする。上記センターに対し、昭和 57 年度から、事務費、職員の人件費等の運営費補助を行っている。根拠法令は、高齢者等の雇用安定に関する法律 5 条である。

高齢者は、年間 3000 円の会費を支払うことにより上記センターから仕事を斡旋してもらえる。雇用だけでなく介護予防（認知症の予防等）の意味も有する。対象は、那覇市在住の 60 歳以上の高齢者であり、平成 25 年度実績では、登録会員数が 976 名、受注件数が 2684 件、就業率が 64.9%である。

3. 監査の結果と指摘、意見

長年にわたって運営費補助が継続しており、補助が常態化・既得権化している。補助金額も平成 23 年度以降同じである（1354 万 6000 円）。那覇市ちやーがんじゅう課の説明によれば、この金額は上記センターと協議して決定しているとのことであるが、具体的な積算根拠は明らかではなく、漫然と同じ金額の補助が継続されてきたことがうかがわれる。補助対象団体における年度毎の決算状況は異なるにもかかわらず、このように、漫然と同じ金額の補助が継続しているということは、年度毎に補助金の必要性についての具体的検討がなされていないことを意味するものである。

また、那覇市の補助金に関するガイドラインにおいて、団体運営費については、補助金の対象として適切でないため、原則として目的・用途が明確な事業費補助への移行を図ることとされており（同ガイドライン 4 ページ）、また、団体運営のための人件費は、その金額の適正性及び政策的な理由など補助の必要性・妥当性を十分説明できる場合に限り、補助対象経費として認めることとされている（同ガイドライン 8 ページ）。上記の補助金交付の態様は、これらのガイドラインの規定に反するものである。

さらに、平成 25 年度でいえば、補助率は 3%にすぎず、経常収益計 4 億 2348 万 5460 円に対して補助金は 1354 万 6000 円である。さらに、今後は高齢者人数の増加に伴い、会費収入も増加が予想される。このような実態からすれば、コスト削減及び自主財源の確保の努力によって、補助金に依存しない経営の実現を目指すべきである。たとえば、より賃料の安価な物件への移転（平成 25 年度の支払賃借料は 273 万 9259 円と高額である。）、資格取得者を増やすことによる斡旋料収入の確保、PR 活動の強化等が考えら

れる。したがって、たとえ事業費補助であったとしても、補助の必要性は乏しいものといえる。

【指摘】

早急に運営費補助から事業費補助へ切り替えるべきである。
また、コスト削減及び自主財源の確保の努力によって、補助金に依存しない経営を実現することにより、設定終期である平成 29 年度ころを目処に補助金を廃止すべきである。

軽費老人ホーム事務費補助金

1. 補助金の概要

番号	6	所管部課	福祉 部	ちゃーがんじゅう 課
予算事業名	軽費老人ホーム補助金			
補助金名	軽費老人ホーム事務費補助金			
補助金の性質別 分類	■義務的な補助 □団体運営費補助 □イベント・大会補助 □利子補給補助 □建設事業補助 □その他事業費補助			
補助根拠(法令 名・要綱名等)	老人福祉法第24条第2項・那覇市軽費老人ホーム補助金交付要綱			
補助開始年度	平成25年度			
交付先	社会福祉法人陽風会			
交付先の分類	□ 外郭団体 ■各種団体 □市民(個人) □その他()			
補助の対象とな る 事業内容	軽費老人ホームに入所する高齢者の利用料の負担を軽減するため、軽費老人ホームを設置する法人に対し、施設運営に要する経費のうち入所者から徴収すべき事務費の一部を補助する。			
補助の目的	軽費老人ホームに入所する高齢者が所得に応じた利用料で生活できるようにするため、入居者の費用負担を軽減を図る。			
期待される効果	高齢者の利用料の負担を軽減するため、入所者が安心して健康で明るい生活ができる。			
積算根拠	サービスの提供に要する費用の総額(91,200,000 円)と別に定める事務費基準額			

(補助額の算定方法)	(27,521,700 円)とを比較し、いずれか少ない方の額から本人から徴収すべき徴収額の総額(7,059,000 円)を控除して得た額。 $27,521,700 - 7,059,000 = 20,462,000$ (千円未満切り捨て)			
補助対象経費の内容 (具体的に記入)	25 年度決算書より 人件費支出: ¥64,982,633(職員給料・賞与・法定福利費) 事務費支出: ¥23,567,027(福利厚生費・事務費・消耗品費・修繕費・他)			
交付方法	☐ 補助金額確定後	☒ 事前に概算交付 ⇒精算	前年度返還(参考)	☐ 有 ☐ 無
補助率(%)	補助対象経費 ②	¥91,200,000	補助対象経費に占める補助金の割合(①/②)	22%
参考データ (前年度実績)	収入総額	¥200,590,608	内部留保資金(積立金等)	¥0
	支出総額	¥118,235,908	今年度への繰越金	¥0
	前年度補助実績	¥20,228,000	(上記のうち)前々年度からの繰越金	¥0

2. 事業の概要

軽費老人ホームに入所する高齢者の利用料の負担を軽減するため、軽費老人ホームを設置する法人に対し、施設運営に要する経費のうち入所者から徴収すべき事務費の一部を補助するものである。従前は、沖縄県による補助が行われていたところ、中核市移行に伴い権限移譲され、平成 25 年度から那覇市による補助がなされている。

那覇市内の軽費老人ホームは、社会福祉法人陽風会が運営する「ケアハウス常夏の島」1 か所だけである。

補助金額は、那覇市軽費老人ホーム補助金交付要綱 5 条により定められている（「施設ごとのサービスの提供に要する費用の総額と別に定める事務費基準額とを比較し、いずれか少ない方の額(*)から、本人から徴収すべき徴収額の総額を控除して得た額」）。

(*)平成 25 年度実績報告書によれば、前者が 8854 万 9660 円、後者が 2729 万 1200 円である。

3. 監査の結果と指摘、意見

(1) 補助の必要性について

「ケアハウス常夏の島」の平成 25 年度の資金収支計算書によれば、事業活動資金収支差額が 8235 万 4700 円、当期資金収支差額が 7176 万 5900 円となっており、補助金額を大幅に上回る利益が出ている。

この点について、那覇市ちゃーがんじゅう課に対し説明を求めたところ、補助金額は、上記 2 のとおり、那覇市軽費老人ホーム補助金交付要綱 5 条によって算定方法が定めら

れていること、同条のうち「別に定める事務費基準額」は、厚生労働省老健局長通知「軽費老人ホームの利用料等に係る取り扱い指針について（平成 20 年 5 月 30 日 老発第 0530003 号）」において 1 名あたりの単価が 4 万 6100 円と定められており変動しないこと、これが同条における「施設ごとのサービスの提供に要する費用の総額」を上回ることは考えがたいこと等を理由として補助金交付が続けられている旨が説明された。

しかし、これらは補助金交付自体の理由となるものではない。那覇市軽費老人ホーム補助金交付要綱 2 条は、

「補助金の交付は、那覇市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年那覇市条例第 4 6 号）第 17 条第 1 項第 1 号の市長が定める額の総額が、サービスの提供に要する費用の総額に満たない場合において、予算の範囲内において、行うものとする。」

と規定している。すなわち、「サービスの提供に要する費用の総額に満たない場合」であっても、常に市に補助義務があるわけではなく、あくまで個々の交付対象事業の実態に応じて補助の必要性を判断し、補助の必要性が認められる場合に、あくまで予算の範囲内という限定のもとで補助金が交付されるべきものである。そうであるところ、上記のとおり、本件においては、補助金額を大幅に上回る利益（剰余金）が出ている以上、補助金交付の必要性はないものといえる。那覇市の補助金に関するガイドライン 4 ページ（「会計処理」）においては、「本市の厳しい財政状況に鑑み、財政基盤が安定しており資金的に余裕のある団体等への補助については廃止を検討する。」とされているところ、この規定に反するものといえる。

また、社会福祉法人陽風会は、軽費老人ホームの経営以外にも、小規模多機能型居宅介護事業、老人福祉センター経営等も行っており、これらの事業に係る施設の中には、事業活動資金収支差額がマイナスとなっているものも存在する（例：末吉老人福祉センター、壺川老人福祉センター、辻老人憩いの家）。仮に上記補助金交付に伴う剰余金を実質的にこれらの赤字事業（施設）の補填に充てられていれば、那覇市軽費老人ホーム補助金交付要綱を潜脱することとなる。したがって、毎年度において、陽風会が営む他の事業についても決算書類を徴求し、精査すべきである。

【指摘】

補助金額を大幅に上回る利益（剰余金）が出ている以上、補助金交付の必要性はなく、上記補助金は廃止すべきである。また、毎年度において、補助団体（陽風会）が運営する軽費老人ホーム以外の事業について決算書類を徴求し、精査すべきである。

健康部の補助金

那覇市救急医療事業補助金

1. 補助金の概要

番号	2	所管部課	健康部	健康増進課
予算事業名	救急診療事業補助金			
補助金名	那覇市救急医療事業補助金			
補助金の性質別分類	☐ 義務的な補助 ☐ 団体運営費補助 ☐ イベント・大会補助 ☐ 利子補給補助 ☐ 建設事業補助 ☒ その他事業費補助			
補助根拠 (法令名・要綱名等)	那覇市救急医療事業補助金交付要綱、沖縄県救急医療対策費補助金			
補助開始年度	平成 11 年度			
交付先	地方独立行政法人那覇市立病院、沖縄赤十字病院			
交付先の分類	☐ 外郭団体 ☒ 各種団体 ☐ 市民(個人) ☐ その他()			
補助の対象となる事業内容	沖縄県が定める南部救急医療圏(那覇・浦添地区)病院群輪番制診療割当表に基づき、市内の救急医療機関が実施する病院群輪番制運営事業及び、小児救急医療支援事業を交付の対象とする。 用語の定義 (1) 休日診療 次に掲げる日の午前8時から午後6時までの間に診療業務を行うことをいう。 ア 日曜日 イ 国民の祝日及び休日 ウ 年末年始(12月29日から翌年1月3日まで) エ 週休二日制に伴う土曜日又はその振替日 (2) 夜間診療 午後6時から翌日の午前8時までの間に、診療業務を行うことをいう。			
補助の目的	休日又は夜間における市民の医療を確保するため、病院群輪番制運営事業及び、小児救急医療支援事業に対し補助金を交付する。			
期待される効果	市民の健康と保健医療を向上させる。			
積算根拠 (補助額の算定方法)	①病院群輪番制運営事業:71,040 円×0.8 を超えない額×休日診療及び夜間診療の日数 実施病院(那覇市立病院、沖縄赤十字病院)			

	②小児救急医療支援事業:26,310 円×休日診療及び夜間診療の日数 ※県 2/3 補助 実施病院(那覇市立病院、沖縄赤十字病院)			
補助対象経費の内容 (具体的に記入)	給与費(常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費等)、報償費(医師借上謝金)			
交付方法	■補助金額確定 後	□事前に概算交付⇒精算	前年度返還(参考)	□有 ■無

平成 23 年度～平成 25 年度 救急搬送件数

那覇市内と近隣市町村の主な病院の搬送件数。(那覇市消防局救急課より)

病院名	所在市町村	件数		
		H23	H24	H25
那覇市立病院	市内	3,781	3,388	3,366
沖縄協同病院	市内	2,621	2,371	2,779
沖縄赤十字病院	市内	2,194	2,225	2,140
大浜第一病院	市内	1,764	1,626	1,663
大道中央病院	市内	198	144	165
南部医療センター	市外(南風原町)	2,236	2,453	2,139
豊見城中央病院	市外(豊見城市)	1,175	1,146	1,209
浦添総合病院	市外(浦添市)	477	399	446
南部徳洲会病院	市外(八重瀬町)	274	226	352
琉大付属病院	市外(西原町)	211	199	218

政策説明資料(平成25年度 決算)

1. 基本事項

健康部保健所健康増進課

事業名		救急診療事業補助金					繰越区分	
財政区分		経費:企画経費 会計:一般会計 事業:040101-03						
事業予算費目		款	衛生費	項	保健衛生費	目	保健衛生総務費	
総合計画上 の位置付け	都市像	地域力をいかし、生きがいをもって支えあう健康都市				開始年度		
	政策	健康づくりと地域医療の充実				実施手法	補助金・助成金	
	施策	かかりつけ医など身近な医療の相談ができる				負担区分	国・県補助事業	
根拠法令要綱等		沖縄県救急医療対策補助金交付要綱、那覇市救急医療事業補助金交付要綱。						

2. 事業概要

事業の対象	休日又は夜間における医療を必要とする市民。	
事業の目的	休日又は夜間における市民の医療を確保するため、①病院群輪番制運営事業②小児救急医療支援事業に対し補助金を交付する。	
事業の内容及び効果	①病院群輪番制運営事業：71,040円×0.8を超えない額×休日診療及び夜間診療の日数 実施病院（那覇市立病院、沖縄赤十字病院） ②小児救急医療支援事業：26,310円×休日診療及び夜間診療の日数 実施病院（那覇市立病院、沖縄赤十字病院）	
活動実績及び評価	①病院群輪番制運営事業：休日診療及び夜間診療の日数 241日 ②小児救急医療支援事業：休日診療及び夜間診療の日数 248日	
今後の方向性とその内容	継続（一部見直し）	病院群輪番制病院運営事業は平成27年度から廃止の予定。小児の休日又は夜間における医療を確保する必要があるため、今後も小児救急医療支援事業は必要である。
その他特記事項		

3. 決算

	平成23年度		平成24年度		平成25年度	
予算額	18,803	千円	20,678	千円	20,816	千円
決算額	18,803	千円	17,915	千円	18,683	千円
予算残額	0	千円	2,763	千円	2,133	千円
執行率	100.0	%	87.0	%	90.0	%

補助金チェックシート（一部抜粋）

検証の視点①		説明
①必要性 ・事業の目的・内容が市民ニーズに込えているか、現時点でも真に補助すべきものか ・同一事業（団体）への継続支援の必要性があるか	■非常に高い	・小児救急医療支援事業（以下、小児救急）については必要性が高い。県が指定した病院となっている。 ・病院群輪番制病院運営事業（以下、輪番制）については、民間の病院も救急医療事業に参入していることもあり、必要性が低い。
	□やや高い	
	■やや低い	
②公益性 ・不特定多数の利益の実現を図るものか ・採算性等により民間事業者では実施されない事業か	■非常に高い	・夜間、休日に行われる小児救急診療は市民の利益を実現している。 ・救急医療は以前は不採算部門であり、輪番制が必要であったが、現在は診療報酬が上っており、民間病院も参入している。
	□やや高い	
	■やや低い	
③有効性 ・補助金額に見合う効果が十分に期待できるか ・委託や直接執行よりも補助によることが施策目的の実現にとって最適か	■非常に高い	・小児救急については、補助金額に見合う効果が期待できる。 ・輪番制については、民間病院も救急医療を実施しており、補助金を交付していない病院も二次救急の受け入れ数はあまり変わらないため、目的を達成していると考えられる。
	□やや高い	
	■やや低い	
④公平性 ・その他の団体や市民との間で公平性は保たれているか ・交付先は適正・公平に決定されているか	■非常に高い	・輪番制の交付先については、県が指定している輪番制病院のみに補助を行っているが、同様の救急医療を行っている民間病院には補助を行っておらず、課題が残ると考える。
	□やや高い	
	■やや低い	

2. 監査の指摘と意見

（1）補助金の必要性、有効性について

【意見】

上記担当課からのチェックシートに記載があるように、病院群輪番制病院運営事業については、民間の病院も救急医療事業に参入していることもあり、必要性が低く、また、交付の目的も達成しているとのことから、当該補助金については、平成 27 年度で廃止する予定である。

平成 24 年度那覇市災害対策機器

整備事業補助金

1. 補助金の概要

番号	5	所管部課	健康部	健康増進課
予算事業名	平成 24 年度那覇市災害対策機器整備事業			
補助金名	平成 24 年度那覇市災害対策機器整備事業補助金			
補助金の性質別分類	☐ 義務的な補助 ☐ 団体運営費補助 ☐ イベント・大会補助 ☐ 利子補給補助 ☐ 建設事業補助 ☒ その他事業費補助			
補助根拠 (法令名・要綱名等)	沖縄振興特別推進交付金交付要綱、那覇市災害対策機器整備事業補助金交付要綱			
補助開始年度	平成 25 年度			
交付先	地方独立行政法人那覇市立病院			
交付先の分類	☒ 外郭団体 ☐ 各種団体 ☐ 市民(個人) ☐ その他()			
補助の対象となる 事業内容	大規模災害が発生した場合に周辺離島を含めた地域での医療救護活動を展開していくのに必要とされる装備品や自主防火・防災組織の機能強化を図るうえで必要とされる装備品を整備し、地域における防火・防災体制の強化を図る事業で具体的には下記の内容。 ・大規模災害発生時に被災地から救急搬送されてくる負傷者を受け入れるための臨時救護所を設置するうえで必要な装備品の整備 ・被災地へ派遣されるDMAT隊を中心とした災害派遣医療チームの携帯する装備品の整備 ・自主防火・防災組織に必要とされる装備品の整備			
補助の目的	災害発生時に那覇市における医療救護班としての業務を担っている地方独立行政法人那覇市立病院に対して一括交付金を活用して、災害時に医療救援活動を行うために必要となる備品を整備するための補助金を交付する。			
期待される効果	地方独立行政法人那覇市立病院において、災害対策用の装備品を整備していくことで、大規模災害が発生した場合に迅速に対応できる体制を整え、また地域の防火・防災力の向上と危機管理体制の強化を図ることができる。地域住民のみならず観光振興にも寄与する。			
積算根拠 (補助額の算定方法)	災害対策用機器の購入経費(業者見積り)			

補助対象経費の内容 (具体的に記入)	災害時用病院備え付け備品: 9,730,896 円 自衛消防隊用備品: 1,313,959 円 D-MAT 隊用備品: 4,675,980 円			
交付方法	☒ 補助金額確定後	☐ 事前に概算交付⇒精算	前年度返還(参考)	☐ 有 ☐ 無

平成 24 年度災害対策機器整備事業計画書（平成 24 年 6 月）（市入手資料）

《 はじめに 》

この事業は、大規模災害が発生した場合に周辺離島を含めた地域での医療救護活動を展開していくのに必要とされる装備品や自主防火・防災組織の機能強化を図るうえで必要とされる装備品を整備し、地域における消防・防災体制の強化を図っていく。

1 事業概要

(1) 事業期間 平成 24 年度

(2) 実施スキーム

- ・大規模災害発生時に被災地から救急搬送されてくる負傷者を受け入れるための臨時救護所を設置するうえで必要な装備品の整備
- ・被災地へ派遣される D M A T 隊を中心とした災害派遣医療チームの携帯する装備品の整備
- ・自主防火・防災組織に必要とされる装備品の整備

2 事業の必要性

多くの離島を抱える沖縄県は、その地理的な状況から大規模な災害が発生した場合、他県からの支援が届くまでには時間を要すると考えられるため、起こりうる災害を想定した実効性のある防災体制を構築していくことが必要である。災害発生時に那覇市における医療救護班としての業務を担っている市立病院は、医療の拠点として負傷者を受け入れるとともに、被災地に D M A T 隊を中心とした医療チームを派遣し、現地で医療救護活動を積極的に展開していかなければならない。その活動範囲は周辺の市町村のみならず、生活圏をともにする慶良間諸島や粟国島などの周辺離島にも及ぶものと考えられる。

また、市立病院は災害発生時においても地域における救急医療体制の中核として地域の民間病院との連携のもとに救急医療体制を維持していかなければならない。そのため様々な災害にも対応できるように、日頃から自主防火・防災組織を中心に防火・防災訓練を充実させるとともに消防防災設備や装備品の整備につとめ、防火・防災力の強化を図っていく必要がある。

これらのことから災害時において市立病院が担っている業務を確実に遂行していくうえで、必要とされる基本的な装備品を整備していかなければならない。

3 事業の実施により期待される効果

災害対策用の装備品を整備していくことで、大規模災害が発生した場合に迅速に対処できる体制を整え、また、地域の防火・防災力の向上と危機管理体制の強化を図ることができる。

また、このことが地域住民のみならず、地域に滞在する観光客に対しても安全と安心をもたらし、観光振興にも寄与するものとする。

2. 監査の指摘と意見

(1) 補助金の成果について

【意見】

当該補助金は、一括交付金を活用した今年度限りの事業である。事業は、災害対策用の装備品を整備であることから、利用する場面が無いのに越したことは無いが、いざという時に適切に利用しうるよう、装備品を整備と適切な運用方法の確立が必要である。

特定不妊治療費助成金

1. 補助金の概要

番号	所管部課	健康部	地域保健課
予算事業名	特定不妊治療費助成事業		
補助金名	特定不妊治療費助成金		
補助金の性質別分類	■義務的な補助 □団体運営費補助 □イベント・大会補助 □利子補給補助 □建設事業補助 □その他事業費補助		
補助根拠 (法令名・要綱名等)	少子化対策基本法第13条、母子保健医療対策等総合支援事業実施要綱		
補助開始年度	平成25年度		
交付先	市民(個人)		
交付先の分類	□ 外郭団体 □各種団体 ■市民(個人) □その他()		
補助の対象となる 事業内容	法律上婚姻している夫婦で、次の要件すべて該当する方 (1)不妊治療のうち、体外受精及び顕微授精(以下「特定不妊治療」という。)以外の治療法では妊娠の見込みがないか又は極めて少ないと医師に判断されたもの (2)夫婦の双方又は一方が那覇市内に居住していること (3)夫婦の前年の所得の合計が730万円未満であること (4)指定医療機関において、特定不妊治療を受けたこと		

補助の目的	特定不妊治療については、1回の治療費が高額であり、その経済的負担が重いことから十分な治療を受けることができず、子どもを持つことを諦めざるを得ない方も少なくないことから、特定不妊治療に要する費用の一部を助成することにより、その経済的負担の軽減を図ること
期待される効果	特定不妊治療に要する費用の一部を助成することにより、その経済的負担の軽減を図り、より多くの市民が子どもを持つ機会を得ることに寄与すること
積算根拠 (補助額の算定方法)	医療保険の適応外である特定不妊治療について、治療費の一部を助成する。1回の治療につき上限 15 万円(治療内容によっては 7 万 5 千円)、治療初年度は年 3 回、2 年度以降 2 回を限度に通算 5 年間(但し合計 10 回まで)。

実績報告（平成 25 年度）

表 1 特定不妊治療費助成状況（H26.3 末現在）

	申請件数	助成件数	助成額総合計
平成 25 年度	311	311	37,123,878 円

表 2 申請者(妻)の年齢別申請件数

妻年齢	申請件数
25～29 歳	10
30～34 歳	60
35～39 歳	109
40～44 歳	121
45～49 歳	11
計	311

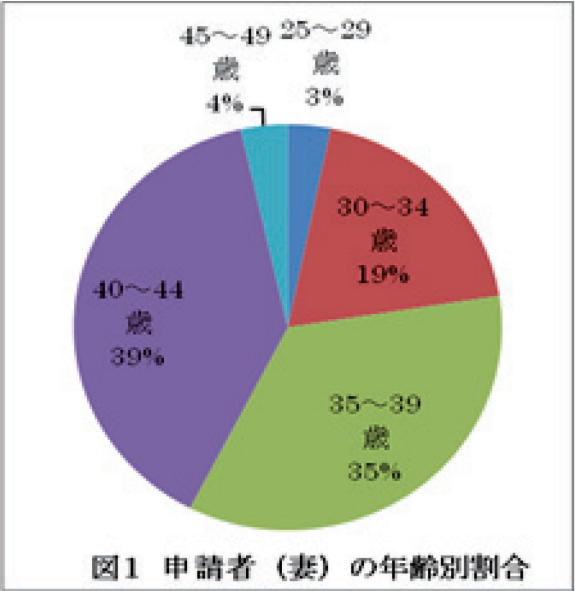


表 3 申請内訳

	件数	割合
新規（初年度）	131	42%
継続（2～5 年度目）	180	58%
計	311	100%

表 4 申請者の状況

平均年齢	夫：40.2 歳 妻：37.8 歳
平均治療費 （申請額）	277,191 円
平均助成額	119,380 円

2. 監査の指摘と意見

（1）補助金の成果について

【意見】

当該補助金は、那覇市が平成 25 年度から中核市となったことから、法律上の義務付けがなされたものである。特定不妊治療については、医療保険適用外であるため、経済的負担が重いことから、費用の一部を助成する制度がある。なお、特定不妊治療の結果、妊娠に至ったケースについては、夫婦のプライバシーなどもあり、市としては把握していないとのことであったが、事業実績については、県とも連携して把握する必要がある。

また、不妊に関する相談等を実施する「不妊相談センター」は、専門の医師や助産師等が配置され、時間を決めて相談に対応しているが、現在、那覇市においては独自に設置していないことから、沖縄県が設置する「不妊相談センター」を案内している。市としても独自の「不妊相談センター」設置が必要か否か検討されたい。いずれにせよ、少子化問題と直結する国全体の重要な課題であることから、国が主体となって行うべき事業であると考ええる。

こどもみらい部の補助金

児童クラブ運営補助金

1.補助金の概要

所管部署	こどもみらい部　こども政策課
予算事業名	補助金(児童クラブ運営補助金)
補助金名	児童クラブ運営補助金
性質別分類	義務的な補助
補助根拠	児童福祉法第 6 条の 3 第 2 項、放課後児童健全育成事業費等補助金実施・交付要綱
補助開始年度	不明。放課後子どもプランとしては、平成 19 年度～
交付先	放課後児童クラブ
交付先の分類	各種団体
補助の対象となる事業内容	放課後児童健全育成事業とは、児童福祉法第 6 条の 3 第 2 項の規定に基づき、小学校に就学しているおおむね 10 歳未満の児童で、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、授業終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業。 また、同法第 21 条の 9 の規定に基づき、市町村は児童の健全な育成に資するため、その区域内において、同事業が着実に実施されるよう必要な措置の実施に努め、同法第 21 条の 10 の規定に基づき、市町村は地域の実情に応じた放課後児童健全育成事業を行うとともに、当該市町村以外の同事業を行う者との連携を図る等により、児童の同事業の利用の促進に努めなければならない。 同法第 34 条の 8 では、市町村、社会福祉法人その他の者は、社会福祉法の定めるところにより、同事業を行うことができるが、那覇市では放課後児童クラブは全て民営であることから、事業者へ運営補助金を交付している。
補助の目的	放課後児童健全育成事業等の実施に要する経費に対して補助金を交付することで、近年における女性の就業割合の高まりや核家族化の進行など、児童と家庭を取り巻く環境の変化を踏まえ、放課後や週末等に児童が安心して生活できる居場所を確保するとともに、次代を担う児童の健全な育成を支援することを目的とするほか、児童手当法第 29 条の 2 に規定する児童育成事業として、児童の福祉の増進に寄与することを目的とする。
期待される効果	利用ニーズ調査では 4,000 人超の希望があるものの、現状 2,900 名を受入している状況である。 補助対象放課後児童クラブを増やすことで受入利用児童数を増やし、児童の健全育成を図るほか、昼間就労している保護者が安心して仕事に従事することから、女性の更なる活躍につなげる。

積算根拠 (補助額の算定方法)	放課後児童健全育成事業費等の国庫補助について(平成 26 年 4 月 1 日厚生労働省発雇児 0401 第 15 号通知)及び放課後児童健全育成事業費等補助金交付要綱に定められた基準額をもとに算定。		
補助対象経費の内容 (具体的に記入)	年間平均登録児童数(10 人～)、年間開所日数(250 日～)、開設時間(1 日 6 時間超)等に応じた定められた基準額。 (例)年間平均登録児童数基準(45 人)3,427 千円、年間開所日数(290 日)560 千円、平日開設時間(11 時～19 時)278 千円、長期休暇等開設時間(8 時～19 時)375 千円、合計 4,640 千円		
交付方法	事前に概算交付⇒精算	前年度返還(参考)	無

2.監査の結果と指摘、意見

(1) 本件補助金の意義と手続上の指摘

本件補助金は、放課後児童健全育成事業の一環として、市内の民営の放課後児童クラブに対し、運営費補助目的で交付される補助金である。

子どもを取り巻く環境の変化、家庭や地域の子育て機能や教育力の低下が指摘されるなか、放課後等の子どもたちの安全で健やかな活動場所の確保を図る必要があることから、文部科学省及び厚生労働省の連携の下、総合的な放課後対策を推進するため、平成 19 年 4 月 1 日より、「放課後子どもプラン推進事業要綱」が定められ、放課後児童健全育成事業が実施されている。その内容の一つである放課後児童クラブ支援事業を具体的な政策に落とし込んだのが、当該児童クラブ補助金である。那覇市では放課後児童クラブは全て民営であることから、事業者へ運営補助金を交付している。

那覇市の利用ニーズ調査によると、児童クラブのニーズは 4000 人である。児童クラブに入所している児童の実数が 3000 人程度なので、待機児童は 1000 人を超えている。社会環境の変化による共働き家庭や一人親家庭の増加により、児童と家庭を取り巻く家庭環境も近年変化してきていることが背景として考えられる。

このような状況に対応するために、放課後児童クラブ数を増やして受入児童を増やすという本補助金の必要性は高い。また、児童福祉法（平成 27 年 2 月現在施行）第 6 条の 3 第 2 項の規定に基づき、小学校に就学している概ね 10 歳未満の児童で、その保護者が労働等により昼間家庭にいない児童の健全な育成を図る場を提供するということからも公益性も高い。同時に次代を担う児童の健全な育成を支援することで児童の福祉の増進及び女性の社会進出の促進に寄与することからも有効性も高いものといえる。

児童クラブの運営補助金で、市の要綱では、事業者は 3 月末日までに年度の実績ベースの事業収支決算書の提出が求められている。実際に包括外部監査人が調査した結果、各事業者はほぼ 3 月 26～27 日付の貸借対照表や事業収支計算書が提出されている。児童クラブ内部の運営委員会の承認済となっていた。本来、事業収支決算書は、決算日現在の財政状態及び経営成績が表示されたおり、年度決算日後に開催される運営委員会で承認されたものであるべきである。年度内の提出を求めているのは、補助金執行の金額を市側の年度決算の関係から早期に確定したいためであると考えられる。

しかし、実際は 4 月を超えての訂正決算書も受け付けているし、訂正決算書を提出していない事業者には決算書の正確性に疑義が生じてしまう問題等もある可能性は否めない。このため、運営補助金を交付する判断上において、事業者間の公平性に問題がある。

【指摘】

那覇市は、決算日前の暫定の事業収支決算書の提出を求めているが、3月末日での事業者の事務負担及び事業者間の公平性を考慮すると、決算書は3月末日の決算日のものの提出とし、提出期限も4月の早期の提出へと訂正すべきである。

(2) 学童保育と新制度における今後の市町村の関与についての意見

① 従前の学童保育

2015年4月から子ども・子育て支援新制度が施行されることになるが、これまでの学童保育について、全国的に総括すると下記のようなになる。

学童保育自体は1997年に法制化され、児童福祉法における児童福祉事業と位置付けられた。しかし、施設や設備、職員配置等の基準については、法制化されなかった。また、市町村の責任が「利用促進の努力義務」にとどまり、国からの補助金も奨励的な意味合いにとどまる事等により、市町村レベルでの実施状況にも濃淡が出ていた。その後の社会環境の変化による共働き家庭や一人親家庭の増加により、学童保育の必要性は増すばかりである。このような状況の中、学童保育の事業形態も、市町村の公設公営が4割弱で、委託事業や補助事業が多く、市町村が積極的に関わっているとは言い難い状況であった。

② 新制度で市町村に求められること

2015年4月から施行される新制度では、学童保育は、「地域子ども・子育て支援事業」に位置づけられ、従前の補助金という位置づけから「交付金」となっている。また、児童福祉法の改定により①対象が6年生に引き上げられ、②学童保育の基準も省令で定められ、③国や自治体以外の民間団体等が学童保育を実施するには事前に市町村への届け出が必要になった。このうち、指導員の資格、配置基準は、市町村は国が定めた基準に従うことになった。その他の事項等は、省令を参考にして市町村が条例で定めるという参酌基準になった。このため、参酌基準の場合には、国よりも低い基準でも自治体の範囲となるため、実施水準を引き上げるには、より自治体の関与が必要となった。

また、学童保育の整備計画を含めた子育て支援についての事業計画に基づいて、国から交付金が支給されることになる。このため、市町村が学童保育の位置づけをしっかりと行う必要がある。交付金の補助率も国、都道府県、市町村との負担率は共に3分の1となっており、今後は市町村における予算化も必要になった。

那覇市でも、沖縄県によりモデル的に提示された「沖縄県放課後児童クラブ運営の手引き」及び「放課後児童クラブ会計の手引き」に基づいて、より児童クラブの運営における指導業務を強化するとともに、交付金の安定・継続的な予算化が求められる。

【意見】

2015年4月以降の新制度の施行後は、那覇市でも、より児童クラブの運営における指導業務を強化するとともに、交付金の安定・継続的な予算化が求められる。

児童クラブ賃借料補助金

1.補助金の概要

所管部課	こどもみらい部　こども政策課
予算事業名	補助金(児童クラブ賃借料補助金)
補助金名	児童クラブ賃借料補助金
補助金の性質別分類	義務的な補助
補助根拠	児童福祉法第 6 条の 3 第 2 項
補助開始年度	平成 23 年度
交付先	放課後児童クラブ
交付先の分類	各種団体
補助の対象となる事業内容	放課後児童健全育成事業とは、児童福祉法第 6 条の 3 第 2 項の規定に基づき、小学校に就学しているおおむね 10 歳未満の児童で、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、授業終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業。 また、同法第 21 条の 9 の規定に基づき、市町村は児童の健全な育成に資するため、その区域内において、同事業が着実に実施されるよう必要な措置の実施に努め、同法第 21 条の 10 の規定に基づき、市町村は地域の実情に応じた放課後児童健全育成事業を行うとともに、当該市町村以外の同事業を行う者との連携を図る等により、児童の同事業の利用の促進に努めなければならない。 同法第 34 条の 8 では、市町村、社会福祉法人その他の者は、社会福祉法の定めるところにより、同事業を行うことができるとあるが、那覇市では放課後児童クラブは全て民営であることから、民間賃貸物件を借用している放課後児童クラブの利用料金が低い傾向にある。 本事業は放課後児童クラブに対し賃借料を補助することで、市民の利用料負担の軽減を図る子育て支援事業。
補助の目的	昭和 22 年に児童福祉法が施行されたが、沖縄県の本土復帰が昭和 47 年となったことから、他都道府県に比べ、沖縄県の児童福祉行政が遅れている。その中でも児童福祉法第 6 条の 3 第 2 項に基づく放課後児童クラブの公営の割合が低く、那覇市においては、全て民営となっていることから、民間賃貸物件を借用する場合、賃借料が運営予算割合を大きく占め、市民の利用料負担が高くなる状況にあるため、賃借料を補助する。
期待される効果	利用ニーズ調査では 4,000 人超の希望があるものの、現状 2,900 名を受入している状況である。 市民が負担する利用料を軽減することで、放課後児童クラブを利

	用しやすくして利用児童数を増やし、児童の健全育成を図るほか、昼間就労している保護者が安心して仕事に従事できることから、女性の更なる活躍につなげる。		
積算根拠 (補助額の算定方法)	民間賃貸物件を借用して活動している放課後児童クラブに対し、敷金、権利金その他これに類する経費を除いた月額賃借料の4/5、月額上限 80,000 円を補助する。		
補助対象経費の内容	敷金、権利金その他これに類する経費を除いた月額賃借料		
交付方法	事前に概算交付⇒精算	前年度返還(参考)	無

2.監査の結果と指摘、意見

本件補助金は、放課後児童クラブに対し賃借料を補助することで、市民の利用料負担の軽減を図る子育て支援事業である。

子どもを取り巻く環境の変化、家庭や地域の子育て機能や教育力の低下が指摘されるなか、放課後等の子どもたちの安全で健やかな活動場所の確保を図る必要があることから、文部科学省及び厚生労働省の連携の下、総合的な放課後対策を推進するため、平成 19 年 4 月 1 日より、「放課後子どもプラン推進事業要綱」が定められ、放課後児童健全育成事業が実施されている。その内容の一つである放課後児童クラブ支援事業を具体的な市政レベルの政策に落とし込んだのが、当該児童クラブ賃借料補助金である。那覇市では放課後児童クラブは全て民営であることから、民間賃貸物件を借用する場合、賃借料が運営予算割合を大きく占め、市民の利用料負担が高くなる状況にある。このため、賃借料を補助するものである。

なお、補助対象者は、補助要件(事業運営委員会制、利用児童人数 20 人以上、年間 250 日以上の開設等)を満たす必要があるという一定の規模を条件としている。

補助額の過去における見直し経過は次の通りである。平成 24 年度からは、当初における月額上限が 3 万円であったが、交付金の活用により 8 万円と増加している。

変更年度	補助の上限額
平成 23 年度	月額賃借料の 1/2 で上限 10,000 円 (年額 120,000 円)
平成 24 年度	月額賃借料の 1/2 で上限 30,000 円 (年額 360,000 円)
平成 24 年 8 月より	月額賃借料の 4/5 で上限 80,000 円 (年額 960,000 円)

また、平成 25 年度における本件補助金を申請している施設は 18 施設であったが、その分布状況は下記の通りであった。

月額家賃	7 万円未満	7 万円以上 9 万円未満	9 万円以上 10 万円未満	10 万円超	計
施設数	1	8	0	9	18

7 万円未満の 1 施設は、地代のみの賃借であるため除くと、その他 17 施設の月額平均家賃は 10 万 9 千円となっていた。住宅地にあるか市街地にあるかにより家賃が二極化しているようである。新都心地区等の市街地では賃借面積による影響もあるが、15 万円を超える施設もあった。

これらの事を踏まえると、民間施設を利用して活動している児童クラブでは従前より、運営費における賃借料の負担が大きく、賃借料補助を行うことで児童クラブの運営費負担も軽減される効果がある。ひいては、利用者の負担軽減に繋がっていると考えられる。公的施設で活動し家賃負担の無い児童クラブとのバランスを考慮すると、本件補助金は、必要性、有効性、公平性の点から非常に高いものであると評価できる。

特別保育事業（単独分・障がい児保育事業）

1. 補助金の概要

所管部課	こどもみらい部 こどもみらい課		
予算事業名	特別保育事業（単独分・障がい児保育事業）		
補助金名	特別保育事業（単独分）		
補助金の性質別分類	その他事業費補助		
補助根拠	児童福祉法第 24 条、那覇市特別保育事業等実施要項		
補助開始年度	平成 21 年度		
交付先	社会福祉法人（私立認可保育園設置者）		
交付先の分類	その他（ 社会福祉法人 ）		
補助の対象となる事業内容	障がい児保育事業：障がい児おおむね 3 人につき、障がい児の保育について知識・経験等を有する専任の保育士 1 人以上を配置する。		
補助の目的	保育に欠け、かつ心身に障害を有する児童のうち、保育所で行う保育になじむ者を受入れ、健常児とともに健全な社会性の成長・発達を促す目的で事業を実施し、これを促進するため補助を行う。		
期待される効果	障がい児保育事業の促進		
積算根拠	月基準額（軽度 37,820 円・中度 74,140 円）×各月初日現在の障がい児数×入所月数 月基準額は平成 25 年度分のもの。平成 26 年度は軽度 50,000 円、中度 75,000 円		
補助対象経費の内容	障がい児保育事業を実施するために必要な経費。基準額未満で実施した場合は、当該事業の実施に要した経費としている。		
交付方法	事前に概算交付⇒精算	前年度返還(参考)	無

2.監査の結果と指摘、意見

(1) 補助金額の積算根拠の合理性について

本件補助金は、障がい児の健全な社会性の成長・発達を促す目的で、知識・経験等を有する専任の保育士を配置するためのものである。

障がい児保育事業は、国庫補助の下で実施されていたが、交付税化されることにより那覇市の単独事業になっている。事業の対象となる障がい児の基準は、主に集団保育が可能な中度（特別児童扶養手当の支給対象者児童）及び軽度（身体障がい者手帳や療育手帳の交付を受けている児童）である。当該事業に係る補助金は、中度及び軽度の障がい児を受け入れる保育園の経費負担を軽減することで、保育園側の受け入れ態勢の強化を援助するものである。そうすることで、保育に欠ける心身に障がいをもつ児童であっても集団保育が可能であれば、日々通所できる保育所で受入れ、集団保育の中で適切な指導を行うことで、健常児とともに健全な社会性の成長や発達を促すという社会福祉に資するものである。このような事業目的は理解できる。

補助金は通常保育にプラスされて支給されるので、保育士に対する障がい児対応のための追加手当という形をとっているが、実際上は保育園側も専属の保育士を雇い入れざるをえない状況であり、このための人件費負担を賄うものとなっている。配置基準はおおむね障がい児3人について保育士1人となっている。この人員配置基準は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（平成二六年九月三〇日厚生労働省令第一一五号）に準じたものであり、乳児の場合と同じ基準となっている。3人未満の場合でも割合に応じた補助金は支給されるが、その場合の事例は少ないのが実情のようである。

平成25年度において、当該事業を実施している実施園は33の私立認可保育園であり、補助実績総額57,740千円となっている。20年前に国庫補助の下で開始された当初は、指定園制度を採用していたこともあり、実施園数は5園であった。その後に指定園制度は廃止され、現在の実施園数まで増加している。

補助金の基準額は国庫補助の下では一人月額10万円であったが、交付税化されることで、その後は軽度37,820円、中度74,140円と削減されている。平成26年度は軽度50,000円、中度75,000円とやや増額されている。

【意見】

基準額の算定根拠に十分な合理性があるとは言えない。従前は、九州各県での平均額が基準額の算定根拠とされていたが、那覇市の単独事業化を経て、平成26年度において基準額が増額されている。しかし、実施園より当該事業に係る収支報告が行われているが、人件費負担を賄える補助額であると言い難い。実際は補助金では賄えないために、園の持ち出しを行える資金的に余裕のある認可保育園でないと当該事業を継続することが困難であるようである。障がい児の保育について知識・経験等を有する専任の保育士を配置するにあたり、十分に必要の人件費負担を算定する必要がある。

また、補助金の支給基準額も中度及び軽度に区別している根拠も合理性があるとは言えない。人員配置基準は軽度・中度ともに同一基準であるのに、人件費負担では多寡があるのでは、新規に障がい児受け入れ事業を始めようとする認可保育園の参画を阻害する要因なる可能性がある。障がい児に対する公的手当の基準である中度と軽度という一律の基準によって、保育士の実務上の保育負担の多寡も判断されているが、その判断基準が適正かどうかの検証がされていると言い難い。

特別保育事業（単独分・地域活動事業）

1. 補助金の概要

所管部課	こどもみらい部 こどもみらい課		
予算事業名	特別保育事業（単独分・地域活動事業）		
補助金名	特別保育事業（単独分）		
補助金の性質別分類	その他事業費補助		
補助根拠	児童福祉法第 24 条、那覇市特別保育事業等実施要項		
補助開始年度	平成 21 年度		
交付先	社会福祉法人（私立認可保育園設置者）		
交付先の分類	その他（ 社会福祉法人 ）		
補助の対象となる事業内容	世代間交流等事業、異年齢児交流事業、育児講座・育児と仕事両立支援事業、及び保育所体験特別事業の 4 事業。		
補助の目的	多様化する保育事業に対応するとともに、地域に開かれた社会資源として、保育所の有する専門的機能を地域住民のために活用して地域の需要に応じた幅広い活動を推進し児童の福祉向上を図る		
期待される効果	地域交流の促進		
積算根拠	補助基準額は、1 保育所あたり、250,000 円 世代間交流等事業、異年齢児交流事業、育児講座・育児と仕事両立支援事業、及び保育所体験特別事業の 4 事業である。 平成 26 年度より 1 保育所あたり、100,000 円。		
補助対象経費の内容	地域活動事業を実施するために必要な経費。基準額未滿で実施した場合は、当該事業の実施に要した経費としている。		
交付方法	事前に概算交付⇒精算	前年度返還(参考)	無

2. 監査の結果と指摘、意見

(1) 補助金のあり方について

本件補助金は、社会資源としての保育所の専門的機能を地域住民のために活用することで、多様化している保育需要に対応し、もって開かれた幅広い地域活動を推進するものである。ひいては、児童の福祉向上を図ることができる。

補助の対象となる事業内容には実施要綱上、下記のものがあげられている。

- ① 世代間交流当事業
- ② 異年齢児交流事業
- ③ 育児講座・育児と仕事両立支援事業
- ④ 小学校低学年児童の受け入れ
- ⑤ 地域の特性に応じた保育需要への対応

昨今の保育環境をめぐる地域社会の変化は著しいものがある。平成 26 年においても神戸市東灘区や東京都練馬区等では、保育所の騒音訴訟問題が新聞紙面を賑わすように

なっている。神戸市東灘区の事案では訴訟人から、防音設備の設置費用及び保育園児の「声の騒音」に対する慰謝料の支払いを求める訴訟が提訴されている。このように、外部からの人口流入地域や、退職・高齢化に伴い在宅者の増加している地域では、心理状態や人間関係の変化によって、保育園の子どもへの歓声までが煩わしく聞こえるようになり、騒音化してきているように思われる。実際に那覇市の方にも、保育園の近隣からの「子どもの声がうるさい」、「太鼓の音が迷惑である」との苦情が寄せられることもあるようである。

そのような社会環境の変化を踏まえると、保育園の活動や役割を地域に知らせ、従前の利用者と保育園間の閉じた関係のみではなく、地域に開かれた運営が今後は保育園に求められる。このようなことを鑑みるに、本件補助金の実施目的は理解できるものである。

しかし、文書上の補助金使途の基準が不明確であり、各保育所から提出されている平成25年度提出分の「保育所地域活動実績報告書」を包括外部監査人が閲覧した際にも、上記の目的の「⑤地域の特性に応じた保育需要への対応」等に無理やりに関連させて、市が念頭に置いている使途にそぐわない事例が下記の通りに散見された。

散見された事例
・ 運動会での音響機材レンタル ・ 夕涼み会でのやぐらレンタル ・ 行事で使用される発電機 ・ 祖父母同伴の遠足でのバス代

このように、本来は保護者会費又は保育所の運営費で賄われるのが妥当だと考えられるものへの支出がされていた。市でもこの状況を鑑み、平成26年度において、補助基準額の上限をこれまでの25万円から10万円へ減額する等の処置をとっている。

【指摘】

本件補助金の目的は理解できるが、効果面において現在の曖昧な基準では、補助金の枠内で行うべき問題かどうかは疑念が生じる。また地域との交流を円滑にするのは、保育園経営者の意識の問題でもある。保育園経営者自ら地域自治会との交流をし、積極的に地域に根ざした催事を行い、地域住民に意識付けをすることが必要であり、本質的には補助金の有無とは関係がない問題である。本補助金の枠内で地域との交流を図るという目的を果たすには、使途を具体的に限定し、明確にする必要がある。

平成 25 年度認可外保育施設環境整備事業(指導監督基準維持継続事業)補助金

1. 補助金の概要

所管部課	こどもみらい部 こどもみらい課		
予算事業名	認可外保育施設の環境整備事業		
補助金名	平成 25 年度 認可外保育施設環境整備事業（指導監督基準維持継続事業）補助金		
補助金の性質別分類	その他事業費補助		
補助根拠	那覇市認可外保育施設環境整備事業実施要綱 那覇市認可外保育施設環境整備事業補助金交付要綱		
補助開始年度	平成 24 年度		
交付先	那覇市認可外保育施設		
交付先の分類	その他（市内・認可外保育施設 ）		
補助の対象となる事業内容	認可外保育施設指導監督基準を満たした施設が、その基準を維持するために行う施設改修費		
補助の目的	保育環境の更なる整備改善を促進し、保育の質及び入所児童の処遇向上		
期待される効果	認可外保育施設は、施設整備に係る公的支援がないので、沖縄県振興特別推進事業の活用により保育環境が整い、入所児童の処遇が改善される。また、保育環境が向上するので、より認可化等への移行が促進され、中長期的な待機児童の解消が期待される。		
積算根拠	平成 24～25 年度実績において、「トイレ、床、洗い場等の改修費等」は 300～500 万円であることから基準額 500 万円を継続する。		
補助対象経費の内容	改修費用のうち補助金額の上限は基準額 500 万円のうち 9.5/10 である。施設負担は 0.5/10、改修費が 500 万円を超す場合、475 万円を超す分は施設の負担となる。		
交付方法	補助金額確定後	前年度返還	無

2. 監査の結果と指摘、意見

(1) 補助金のあり方

本件補助金は、保育環境のさらなる充実をめざし、認可外保育施設のうち、認可外保育施設指導監督基準(以下、指導監督基準)を満たした施設が、その基準を維持するために行う施設改修費に対する補助金であり、沖縄振興特別交付金が財源となっている。公立保育所を除く、保育施設は、大きく①認可保育園と②認可外保育施設に分けることができる。①認可保育園(以下、認可園)とは、国が定めた設置基準をクリアして都道府県知事に認可された施設である。利用者は、原則として、その区市町村に在住・在勤・在学する人であり、大幅な公的資金補助により、保育料は比較的安くなっている（月額 2

～4万円程度)。②認可外保育施設とは、園庭の広さなどさまざまな設置基準の関係で、児童福祉法第35条第4項に規定する認可を受けていない保育施設のことである。児童福祉法第59条の2の規定により、都道府県知事（政令指定都市長、中核市長）へ設置届がなされている。また、指導監督基準により保育士の人数・保育面積・設備等で一定の基準を満たしている必要がある。保育料の設定は各保育施設によって行われる。

なお、平成27年4月より「子ども・子育て支援新制度」が本格的に実施されることになっているが、当該制度は認可園を対象とする制度設計となっており、認可外保育施設は対象となっていない。認可外保育施設から認可園への移行を促す事業を別で設けている。

① 那覇市の保育施設の状況

那覇市では、本土に比較して、保育施設全体に占める認可外保育施設の比重がかなり高いものとなっている。園児数で比較すると、平成25年度において、那覇市での認可園に通園している園児は約8千人であるが、認可外保育施設は約4千人となっている。これは兵庫県全体の認可外保育施設の園児数とほぼ同数となっている。このことは、沖縄県全体においてもいえることで、認可外保育施設の園児数は、東京都の2万人とほぼ同数の数字となっている。

これは、沖縄県が、戦後すぐに米軍統治下におかれたことに要因がある。当時、日本政府の産業政策や福祉政策が及ばずに、保育所の整備がかなり遅れたため、認可外保育施設が児童の受け皿になったのが始まりである。本土復帰後も、認可保育所の整備は進んでいると言えず、児童の受け皿としての状況が現在でも続いているのである。

② 認可外保育施設の質のばらつき

認可外保育施設間においては、質の水準のばらつきが大きいようである。那覇市では、一定の質の水準を保つために指導監督基準を設けて立会検査等により指導監督をしている。しかし、立会検査施設97件のうち指導監督基準を満たす施設は47件と5割に満たないのが現状である。指導監督基準を満たしていない施設が50件あるというは、非常に質の低下が懸念される。

指導監督基準の主な内容
1. 保育に従事する者の数及び資格 ・受け入れている児童数に応じて、適正な数の保育従事者が配置されているか。 ・保育士や看護師の資格をもった者が配置されているか。 ・常時、保育に従事する者が複数いるか。
2. 保育室等の構造設備及び面積 ・受け入れている児童数に対して保育室の面積は十分か。 ・衛生的な調理室や便所はあるか。 ・採光や換気が確保され、安全が確保されているか。
3. 非常災害に対する措置 ・消火用具、非常口その他災害に必要な設備が設けられているか。 ・避難訓練を行っているか等。 ・保育室を2階以上に設ける場合、防災上の必要な措置をとっているか。
4. 保育内容 ・児童一人一人の心身の発育や発達の状況を把握し、保育内容を工夫しているか。 ・漫然とテレビを見せ続けるなど、放任的保育になっていないか。 ・保育従事者の資質は十分か。

- ・保護者とのコミュニケーションはとれているか。

5. 給食

- ・衛生管理は適正か。
- ・児童の年齢や発達に配慮した食事内容となっているか。

6. 健康管理

- ・児童の日々の健康状態チェックや毎月の発育チェックを行っているか。
- ・児童及び職員が定期的に健康診断を受けているか。
- ・感染症への予防対策及び感染症にかかった後の対応を十分に行っているか。
- ・乳幼児突然死症候群の予防への配慮をしているか。

7. 利用者への情報提供

- ・保育室の見やすいところに、施設のサービス内容が掲示されているか。
- ・保育内容等について、利用者に書面で交付されているか。

このため、那覇市では認可園数を今後増やすことで、指導監督基準を満たさない認可外保育施設に通園している園児を吸い上げていくという政策をしている。その一方、指導監督基準を満たしている施設には、公的な支援がなく施設の整備も自力で行っていることを鑑み、児童の処遇を改善するために本件補助金を交付するものとしている。

選考される施設の判断基準は、これまでの立会検査での改善事項の経過や今後3年以上の継続の可否を審査基準としており、指導監督基準維持の誓約書を交わし、交付条件に保育の質が低下した場合の補助金返還を付している等から鑑みて公平性は担保されていた。包括外部監査人が平成25年度申請書を閲覧した結果、対象とならなかった施設の理由の主な例としては、下記の表のとおりである。

対象とならなかった主な理由(平成25年度申請分から)
1. 今年度に指導監督基準をみたしたばかりであり、今年度は成果の継続を判断する必要がある。
2. 保育従事者や有資格者の不足のため、指導監督基準を満たさない。
3. 園児の給食注文数不足のため、指導監督基準を満たさない。

交付要件が指導監督基準を満たしていることが条件である以上、本件補助金をさらに多くの認可外保育施設へ利用させるには、那覇市役所からの啓蒙活動が非常に重要である。現在の補助金の交付要件を満たしている施設が47施設というのは少ない。指導監督基準を満たしていることが、園児を委ねる利用者側にとって安全性の担保となるものである。認可外保育施設にとっても、今後の保育新制度が浸透していく中で、施設の生き残りの礎となるものであり、長期的に考えると有利となる。

③ 補助金の算定根拠

本件補助金が交付される条件は、定期的に行われる市の立会検査における改善指導において指導事項として指摘された箇所又は今後の改善指導（立入調査）で指摘され得る箇所の改修費である。具体的には、トイレ、床、洗い場、園内全体の柵修繕等である。ただし、施設の新築若しくは増築又は学童保育に係る改修等は対象外となっている。

補助額500万円の算定根拠については、包括外部監査人においても、平成25年度提出の申請書類を閲覧したが、添付書類の業者見積書及び実績報告書においても、300万円～500万円の範囲の支出に収まっているようであり、市の算定根拠は妥当な範囲であった。

【意見】

本件補助金の設定目的は、十分理解できるものであるが、実際の運用面では指導監督基準を満たす認可外保育施設数が十分なものとはいえないため、有効に機能しているとは言い難い。今後も、市は積極的に指導監督基準遵守への啓蒙活動を行う必要がある。

(2) 補助金の終了期間

本件補助金に伴う事業は平成 24 年度より開始され、平成 33 年度を終期としている。交付施設数の推移は、平成 24 年度は 16 施設、平成 25 年度は 8 施設と逡減している。補助金の支出対象が、(1)③のように、市の立会検査における改善指導において指導事項として指摘された箇所又は今後の改善指導（立入調査）で指摘され得る箇所の改修費というトピック的なものである。このため、現在の指導監督基準が 47 施設という現況を踏まえると、期間的にも申請が限定されうるものであると考えられる。

【指摘】

本件補助金はプロジェクト的性質のものであり、その時々需要に応じて、期間限定で遂行すべきであって、継続的にする性質のものではない。今後も時期を見計らって定期的に実施すべきである。

平成 25 年度待機児童対策特別事業（認可外） 保育施設研修事業

1. 補助金の概要

所管部課	こどもみらい部
予算事業名	待機児童対策特別事業（認可外）保育施設研修事業
補助金名	平成 25 年度 待機児童対策特別事業（認可外）
補助金の性質別分類	その他事業費補助
補助根拠	那覇市待機児童対策特別事業（認可外保育施設研修事業）
補助開始年度	（平成 20 年度）平成 24 年度から補助金
交付先	那覇市認可外保育施設 別紙一覧添付
交付先の分類	その他（市内・認可外保育施設 ）
補助の対象となる事業内容	保育材料費等の一部補助
補助の目的	保育の質の向上及び入所児童の処遇向上を図る。

期待される効果	事業者の運営費負担の軽減		
積算根拠	補助金交付要綱。 補助基準額 13 万円、施設負担 5 %		
補助対象経費の内容	保育材料の購入費。施設の小修繕費用。		
交付方法	補助金額確定後	前年度返還(参考)	無

2.監査の結果と指摘、意見

(1) 本件補助金の意義

本件補助金は、認可外保育施設での保育に必要な修繕を含む保育材料等に係る経費の一部を補助する事業である。この補助金を受けるには、認可外保育施設の管理者又は保育に従事する者が、年1回実施される県の研修を受講していることが必要である。県の沖縄県待機児童対策特別事業を実施するもので、財源は沖縄振興特別推進交付金である。平成25年度に実施された沖縄県主催の研修会の開催要領による開催場所及び研修内容は、主に下記の通りである。

～平成25年度待機児童対策特別事業研修会開催要領～

1. 日時及び場所
 - (1) 石垣市 平成25年8月24日(土) 13:00～16:45
 - (2) 宮古島市 平成25年8月25日(日) 9:00～12:15
 - (3) 那覇市 平成25年8月31日(土) 13:30～16:45
 - (4) 宜野湾市 平成25年9月1日(日) 13:30～16:45
2. 対象者
認可外保育施設長又はこれに準ずる保育従事者
3. 研修内容
 - (1) 講義Ⅰ 「気になる子どもたちへの支援について」
 - (2) 講義Ⅱ 「保育園における防犯、不審者対策について」
 - (3) 情報交換会

本件補助金は、研修機会が少ない認可外保育施設へ県が主催する保育業務研修を参加させ、保育の質の向上を図ることを主目的とし、その呼び水として一部の運営費補助を行うという建付けである。このため、認可外保育施設指導監督基準への準拠性を要件としていない。

本件補助金の平成25年度実績は8,095千円である。研修に参加したことによる、本補助金の申請施設は70施設にもおよび、1施設の平均補助額は115千円である。補助対象経費は、補助の上限を13万円として、負担割合は経費支出額の90%を県、5%を那覇市とし、施設の負担は5%となっている。補助対象は、保育に必要な保育材料等(修繕を含む)に係る経費であり、保育で使用するイス、テーブル、ベッド等の保育材料の

購入費を対象とするが、安全面の緊急性を加味して窓枠修理等の少額の修繕費用も対象としている。

補助対象外となるものとして、県が公表している要件は、①認可外保育施設の運営状況報告を、知事が付した期限までに行っていない施設、②県の立入調査に基づく改善指導について、県が指示した期限から２か月以上経過しているにもかかわらず報告等がない施設としている。また、申請を受理するにあたり、那覇市において支出経費の吟味が行われ、事業費等に該当する可能性がある場合には事前に却下している。申請者の理解不足による事業費への使用目的の申請も散見されるようである。

包括外部監査人による施設からの実績報告書の閲覧では、保育用具への支出もあるが、窓枠の修繕等の安全対策上の修繕費への支出も多くみられた。この点からも本補助金の必要性、効果性を評価できる。本件補助金は、今後も継続的に実施すべきであるが、現状では、沖縄振興特別推進交付金を財源としている。県からの一括交付金での財源がなくなった場合、本事業の継続性には疑義が生じてしまう。ひいては、認可外保育施設での運営収入で本来賄われるべき安全対策への経費支出の不足が懸念される。

【意見】

認可外保育施設の研修機会確保の意味でも、本件補助金は評価できる。今後は、研修回数を保育材料面、安全対策面の２回に分けて実施し、補助金の上限を上げるように県に折衝してみてはどうか。

認可外保育施設熱中症対策支援事業補助金

１．補助金の概要

所管部課	こどもみらい部　こどもみらい課
予算事業名	認可外保育施設熱中症対策支援事業
補助金名	沖縄振興特別推進事業交付金
補助金の性質別分類	その他事業費補助
補助根拠	那覇市認可外保育施設熱中症対策支援事業実施要綱 那覇市認可外保育施設熱中症対策支援事業補助金交付要綱
補助開始年度	平成 25 年度　（単年度事業）
交付先	那覇市認可外保育施設
交付先の分類	その他（市内・認可外保育施設　　）
補助の対象となる事業内容	認可外保育施設が行う熱中症予防対策に対して冷房機、扇風機、空気清浄機等の設置費用の一部補助
補助の目的	保育環境の更なる整備改善を促進し、保育の質及び入所児童の処

	遇向上
期待される効果	保育室の室温を 28 度程度に保つことで、熱中症の予防、良質な午睡ができ、快適な保育環境が期待できる。
積算根拠	冷房機等の設置工事費用も含め補助の上限額は 50 万円とした。業者見積もりによる。事業費の 1 割は施設負担。
補助対象経費の内容	那覇市認可外保育施設
交付方法	補助金額確定後

2.監査の結果と指摘、意見

本件補助金は、認可外保育施設に入所している児童の処遇向上及び快適な保育環境の整備を目的とし、認可外保育施設が行う熱中症予防対策の支援をする補助金である。一括交付金を財源とする単年度事業である。補助金は、施設に対して交付され、熱中症予防対策に係る費用の一部が補助される。補助金の額は冷房機等の購入代金及びそれらの設置工事費等の経費を含めた額の 9 割の額とし、50 万円を上限としている。

保護者の通園施設への熱中症対策に対するクレームが、本件補助金の実施要因である。市でもこれを重く見て、立入調査時にアンケート調査を行った結果、回答データによる保育室ごとのクーラー設置率は、56%と低調な結果であったため、実施することになったようである。申請に際し、施設の長に対して、環境省及び厚労省による熱中症対策の基準を理解してもらうことを前提としている。また、市の方でも立入調査時の状況を加味して設置施設からの申請を受理している。クーラー設定に伴う電気料金の上昇による経費負担については、設置施設も事前に了承済である。クーラーの利用は主に昼寝時間や食事時間に限定して利用されているようである。

市としては、本件補助金によるクーラー設置施設は 64 施設になり、今回で概ね必要な施設への設置は済んだものと判断されており、平成 25 年度における単年度事業としており、継続は考えられていない。本件補助金の実施結果は下表の通りである。補助の上限は 50 万円であり、上限金額もほぼ妥当な範囲である。包括外部監査人による実施状況書類の閲覧によっても、本件事業による施設での剰余金は発生しておらず、内容的にも特段の問題はなかった。

実施施設	支出総額	補助金支出額	1 施設当たり補助金額
64 か所	29,490,961 円	24,289,446 円	379,522 円

入所している児童の処遇向上のみを図っているという点から鑑みると、本件補助金の公平性は低いものと言わざるを得ない。しかし、熱中症対策への資金的余裕がある認可外保育施設は少なく、公的な運営費支援がないという現状である。これを踏まえると、昨今の夏場の熱中症対策への応急的処置として、必要性や有効性は高いものである。

【意見】

本件補助金は、認可外施設の現場での意見を市が吸い上げて実施されている。このような現場からの情報を吸い上げたうえでの補助金事業の実施を今後も継続することが望まれる。

那覇市待機児童対策特別事業 (認可化移行支援事業)補助金

1. 補助金の概要

所管部課	こどもみらい部 こどもみらい課
予算事業名	認可外保育施設運営費支援事業
補助金名	那覇市待機児童対策特別事業（認可化移行支援事業）補助金
補助金の性質別分類	団体運営費補助
補助根拠 (法令名・要綱名等)	那覇市待機児童対策特別事業実施要綱 那覇市待機児童対策特別事業補助金交付要綱
補助開始年度	平成 25 年度
交付先	那覇市認可外保育施設
交付先の分類	その他（認可外保育施設 ）
補助の対象となる 事業内容	沖縄県待機児童対策行動指針に基づく「那覇市待機児童解消計画」に取り組むものである。 認可化に取り組んでいる 5 施設に対して、認可外保育施設の運営費補助を行う。
補助の目的	認可保育所への移行により待機児童を解消する。
期待される効果	認可保育所への移行により待機児童を解消する。
積算根拠	那覇市待機児童対策特別事業補助金交付要綱参照
補助対象経費の内容	対象施設の運営に必要な費用、保育所開設準備に必要な費用 (沖縄県待機児童対策特別事業実施要領参照)
交付方法	補助金額確定後

2. 監査の結果と指摘、意見

(1) 沖縄県の待機児童対策行動指針

本件補助金は、認可外保育施設指導監督基準を満たした認可外保育施設が保育所に移行することを支援し、潜在的待機児童を含む待機児童の適切な保護及びその解消並びに

処遇向上を図ることを目的とするものである。事業内容は次の通りである。

	運営費支援事業	施設改善費支援事業
内容	指導監督基準を達成している認可外保育施設において質の高い保育の実施を支援するため認可外保育施設に対しその運営費の一部を補助する。	保育所へ移行することを市が認定した認可外保育施設が保育所へ移行するために必要な既存施設の改善費の一部を補助する。
対象となる児童又は施設	この事業の対象となる児童は、市が定める基準に基づく保育に欠ける児童であって、本事業におけるすべての要件を満たした施設に入所しているものとする。	本事業におけるすべての要件に満たした施設
対象経費	対象となる経費は、認可外保育施設の運営に必要な費用、保育所の開所準備に必要な費用とする。なお、施設の整備に要する費用は、運営費支援の対象としない。	① 施設の整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費。ただし、別の補助金等により補助対象となる費用を除き、工事又は工事請負費には、知事が適当と認める購入費等を含む。 ② 保育所の開設準備に必要な費用

また、本件補助金は、沖縄県における待機児童対策行動指針に基づくものである。下記に、一部を抜粋する。

1 行動指針策定の目的 近年、社会経済情勢の変化や高齢化の進展、雇用形態の多様化などのため、保育所の利用ニーズが増えているものの、保育所整備がこの増加に追いついておらず、保育所に入所できずに待機している児童の存在が、全国的に問題となっている。 このような状況の下、国においては、仕事と子育ての両立支援など子どもを生み育てやすい環境づくりのため、「少子化社会対策基本法」（平成 15 年法律第 133 号）を制定し、同法に基づき策定した大綱により、各種の施策の取組を行ってきた。特に、待機児童対策については、これまでの取組を、さらに加速化させるため、新たに「待機児童解消加速化プラン」を策定し、平成 26 年度末までに約 20 万人分の保育の受け皿の確保を目指し、平成 29 年度末までには潜在的な保育ニーズも含めた前述と合わせて約 40 万人分の保育の受け皿を確保し、待機児童の解消を目指すとしている。 県においては、「沖縄 21 世紀ビジョン基本計画（平成 24 年度～平成 33 年度）（以下「基本計画」という。）」において子育てセーフティネットの充実として、地域における子育て支援の施策に関する展開の方向性を示すとともに、「沖縄 21 世紀ビジョン実施計画（以下「実施計画」という。）」においては、目標数値を設定し、基本計画期間の早い段階で潜在的待機児童を含めた待機児童の解消に努めることとしている。 各市町村においては、次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村行動計画」を定め、保育所の整備計画等の目標数値を設定し、各種施策を展開しているところである。 このように、長年にわたる本県の保育行政における懸案事項である待機児童問題を抜本的に解消するため、この指針を定めるものである。

2 行動指針の性格

本指針は、基本計画で示す基本施策の展開方向である「地域における子育て支援の充実」を実現するため、県及び市町村が連携して実施する効果的な取組や施策の基本方向や基本方針を定めるものである。

なお、待機児童については、児童福祉の向上を図るために早急に解決される必要があることから、県と市町村においては、可能な限り基本計画の早い段階でその解消に努めることとする。

3 行動指針の取組方法及び進行管理

市町村が、待機児童の解消に資する各種の施策又は支援策について、地域の実情や特性を十分に勘案し、潜在的待機児童を含めた待機児童数を解消の目標に据え、それぞれの施策に明確な目標値を設定して取り組むこととする。

また、本指針を実効性を伴うものとするため、本指針に即して定める「市町村待機児童解消計画」の進捗状況や成果を点検・評価し、更に次の取組へフィードバックする必要がある。

そのため、県と市町村が連携を図り、計画の進捗状況や成果について点検・評価する仕組みを構築するとともに、進捗状況や新たな課題、社会状況の変化など、必要に応じて行動指針及び「市町村待機児童解消計画」の見直しを行うこととする。

これを受けての那覇市により作成された待機児童解消計画を簡略化した平成 26 年度から平成 30 年度までの利用児童数の推移は下記のように予定されている。

() は施設数

	H25.4	H26.4	H27.4	H28.4	H29.4	H30.4		累計
待機児童数	1719 人	937 人	537 人	231 人	解消	解消		
待機解消数		782 人	400 人	306 人	311 人	653 人		2452 人
【内訳】								
既存認可保育所		196 人	197 人	234 人	151 人	133 人		911 人
認可園の創設			100 人 (1)	100 人 (1)	100 人 (1)	100 人 (1)		400 人 (4)
認可外の認可化 (本補助金支援)						420 人 (6)		420 人 (6)
安心子ども基金					60 人 (1)			60 人 (1)
小規模保育事業				19 人 (1)	114 人 (6)			133 人 (7)
指導監督基準を 満たす認可外 (本件補助金利用)		613 人 (15)	0 人	▲19 人 (1)	▲174 人 (7)	▲420 人 (7)		0 人
公立保育所		▲27 人	▲32 人	▲28 人				▲87 人
認定こども園			135 人 (1)					135 人 (1)

那覇市での待機児童解消計画は、主に①既存認可保育所における分園等の定員増加による弾力受入、②指導監督基準を満たした認可外保育施設の増加、及び③その他の事業体による認可保育所の創設による利用児童数の増加を図っている。

那覇市では、平成 25 年度において届出がされている 89 認可外保育施設のうち、指導監督基準を満たした施設は 23 施設ある。このうち本件補助金の対象となっている施設は 5 施設のみであり、現在も認可へ移行支援中である。那覇市は平成 26 年度以降に

において、本件補助金による支援対象施設を現在支援中の 5 施設も含め 15 施設増やし、613 人の待機児童解消をする予定である。そして平成 30 年度までには、うち 6 施設については認可保育所に移行させ、その他は小規模保育事業等への事業転換を図る予定である。

計画上の待機児童解消は、平成 29 年度までに既存保育所の定員増加等による対応等によってもある程度の達成はできる予定である。このため、指導監督基準を満たしている 23 施設を早急に認可保育所に移行させなければならないということはない。しかし、那覇市は、計画上は平成 26 年度以降このうちの 15 施設を本件補助金による支援先にして、一定の基準を満たした認可外保育施設の充実を図ろうとしている。このため、今後より本件補助金の有効性を高めるには、指導監督基準を満たしているものの、支援対象外となっている認可外保育施設の経過を見極め、認可保育所への移行等の支援を積極的にしていく必要がある。

戦後に米軍統治下におかれた沖縄県は、日本政府の福祉政策が及ばずに保育所の整備が遅れていたという特殊事業がある。その負の影響を受けている児童の受け皿となってきたのが認可外保育施設である。このような認可外保育施設は、公的支援も薄く施設の整備も自力で行われている。このことを踏まえ、那覇市は、今後さらに一定の基準を満たしている認可保育所を支援する施策を積極的にしなければならない。

【意見】

本件補助金の有効性を高めるには、指導監督基準を満たしているものの、支援対象外となっている認可外保育施設の経過を見極め、認可保育所への移行をしていく必要がある。